

令和6年第1回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第1回定例会
2	開会	令和6年 3月 6日
3	閉会	令和6年 3月13日
4	会期	8日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	6日 出席11名 欠席 0名 7日 出席11名 欠席 0名 13日 出席11名 欠席 0名
6	議案件数	28件（うち議員提出5件）
7	議決の状況	(1)原案可決 23件 (2)原案承認 4件 (3)採 択 1件
8	法第99条の意見書	1件
9	委員会	予算審査特別委員会付託 11件
10	その他	傍聴者 6日 1名 7日 28名 13日 3名
11	会議書の写し	別紙のとおり添付
12	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和6年 第1回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和6年3月6日（水）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	湯 本 要	2番	西 股 裕 司
3番	星 真 希	4番	熊 木 惠 子
5番	佐 藤 妙 子	6番	細 川 美喜男
7番	加 藤 真 悟	8番	石 川 康 弘
9番	高 橋 修 平	10番	家 塚 雅 人
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

8番 石 川 康 弘 9番 高 橋 修 平

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長 齊 藤 隆 事務局主査 梶 田 健太郎

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	西 田 篤 人
農業委員会会長	鍋 山 洋 一	監 査 委 員	白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 田 雅 章	住 民 課 長	藤 木 雅 彦
税 務 課 長	渡 辺 廣 貴	保 健 福 祉 課 長	谷 藤 朋 代
産業振興課長	岩 本 聖	都 市 整 備 課 長	黒 島 滋 規
会計管理者	蛭 沢 千 晴	病 院 事 務 長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 笠 原 大 介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 笠原 大介

10. 農業委員長会の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

- 議長 おはようございます。
本日をもって召集されました令和6年第1回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。
8番 石川 康弘議員、9番 高橋 修平議員。以上御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。
先に、議会運営委員会委員長から、本定例会の運営について報告の申出がありましたので、これを許します。
5番 佐藤 妙子議員。
- 佐藤議員 令和6年第1回議会定例会の運営について、去る2月28日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として議員派遣承認3件、各委員会所管事務調査1件。
町からは執行方針2件、令和5年度各会計補正予算7件、条例関係11件、令和6年度各会計予算6件であります。
以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日3月6日から3月14日までの9日間とすることで意見の一致をみております。
最後に、今定例会は新年度予算の審議等もあり開催期間が長くなることから、議会運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は3月6日から3月14日までの9日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
(なしの声。)
御異議なしと認めます。よって本定例会は3月6日から3月14日までの9日間と決定をいたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告は御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。
・2番目 町長一般行政報告をいたします。町長。
- 町長 本議会定例会にあたり、3件の行政報告を行います。
初めに、あったか灯油支給事業の実施結果についてご報告します。灯油価格の高騰に伴い、高齢者、障がい者、ひとり親世帯の町民税非

課税世帯を対象に実施した本事業につきましては、12月11日から1月19日までの受付期間において505件の申請があり、支給決定451件、支給費総額586万3,000円をもって事業を終了しました。

次に、子育て世代住宅建築費助成事業についてご報告します。本町の定住人口の増加を図るため、子育て世代を対象とした本事業については、本年度の認定申請件数は、町外71件、町内6件の77件で、昨年度の認定分を含め、年度内に103棟の住宅が完成する見込みです。また、みどり野きた住まいるヴィレッジについては、本年度4棟が新築され、全体で18棟となり、ゼロカーボンヴィレッジの取組とあわせて、新たな住宅建築が進められる予定です。引き続き、町の移住定住、みどり野団地の販売促進の取組を進めてまいります。

最後に、子ども室内遊戯施設はれっぱの利用状況についてご報告します。本施設は、昨年5月3日のオープンから約10か月が経過しました。2月29日現在の施設利用状況につきましては、遊戯エリア119,219名、施設全体では172,275名で、多くの方々にご来場いただいています。2年目の運営に向けて、引き続き指定管理者と連携を図り、多くの皆様から愛され、親しまれるよう努めてまいります。以上、一般行政報告とします。

議長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 令和6年度町政執行方針演説を行います。

町長。

町議長 (令和6年度町政執行方針演説をする。)

町議長 以上で、町政執行方針演説を終わります。

●日程5 令和6年度教育行政執行方針演説を行います。教育長。

教育議長 (令和6年度教育行政執行方針演説をする。)

教育議長 以上で、教育行政執行方針演説を終わります。両執行方針演説につきましては、ただいまをもって終結いたします。

なお、両執行方針に対する質問につきましては、一般質問において執り行うことといたしますので、御承知願います。

場内時計で10時55分まで休憩をいたします。

(午前10時42分)

(午前10時55分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程6 議案第4号から日程12 議案第10号までの7議案につきまして、関連がございますので一括を提案いたします。

●日程6 議案第4号 令和5年度南幌町一般会計補正予算(第9号)

●日程7 議案第5号 令和5年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

●日程8 議案第6号 令和5年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)

●日程9 議案第7号 令和5年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

- 日程10 議案第 8号 令和5年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程11 議案第 9号 令和5年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程12 議案第10号 令和5年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

以上7議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第4号から議案第10号までの7議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第4号 令和5年度南幌町一般会計補正予算(第9号)につきましては、歳出では、ふるさと応援寄附事業費、戸籍総合システム等改修費、国民健康保険特別会計繰出金の追加、職員給与費、下水道特別会計繰出金の減額、歳入では、町税、普通交付税、寄附金の追加、並びに事務事業の精査が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,236万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億2,623万8,000円とするものです。

次に、議案第5号 令和5年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では、保険給付費の追加、歳入では、道支出金、一般会計繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,653万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億846万6,000円とするものです。

次に、議案第6号 令和5年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)につきましては、入院及び外来収益並びに事務事業費等の精査が主な理由です。その結果、収益的収入では、既定予算に1,463万2,000円を追加し、7億6,956万6,000円とし、収益的支出では、既定予算に588万5,000円を追加し、7億3,175万4,000円とするものです。資本的収入では、既定予算から20万円を減額し、4,151万7,000円とし、資本的支出では、既定予算から20万5,000円を減額し、5,530万8,000円とするものです。

次に、議案第7号 令和5年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では、江別市汚水処理に係る経費負担金、消費税額の確定による追加、晩翠汚水中継ポンプ場に係る設計委託料、南幌関連工事負担金並びに地方債償還額の確定による減額、歳入では、江別市公共下水道事業起債償還分負担金の追加、一般会計繰入金、国庫補助金、下水道事業債の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,448万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,517万円とするものです。

次に、議案第8号 令和5年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、公営企業会計移行業務

に係る委託料の減額、歳入では、繰越金の追加、一般会計繰入金、下水道事業債の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,372万9,000円とするものです。

次に、議案第9号 令和5年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳出では、保険給付費、地域支援事業費並びに基金積立金の減額、歳入では、介護保険料の追加、国庫支出金、道支出金、支払基金交付金並びに一般会計繰入金の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,961万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,394万1,000円とするものです。

次に、議案第10号 令和5年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の追加、歳入では、後期高齢者医療保険料、繰越金の追加、一般会計繰入金の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,654万3,000円とするものです。

議案第4号につきましては副町長が、議案第5号及び議案第10号につきましては住民課長が、議案第6号につきましては病院事務長が、議案第7号及び議案第8号につきましては都市整備課長が、議案第9号につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第4号 令和5年度南幌町一般会計補正予算(第9号)の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。予算書20ページをごらんください。

1款議会費1項1目議会費、補正額281万5,000円の減額です。議会運営経費で、3節職員手当等で、議員期末手当の精査、8節旅費で、多良木町行政視察中止により減額をするものです。

次に、2款総務費1項1目一般管理費、補正額1,315万円の追加です。電算機器管理運営経費で、情報系システム改修に係る経費の追加、ふるさと応援寄附事業で、ふるさと応援寄附額の増加に伴い、関係経費を追加するものです。なお、令和6年1月31日現在の実績を資料として配布しております。昨年度と比較して、約2,000万円増の1億7,700万円となりました。すいか、玉ねぎ、きのこ加工品が返礼品として伸びたことが寄附額増の要因と考えております。

3目財産管理費、補正額6,751万7,000円の減額です。庁舎等管理経費で、係制移行に伴う庁舎内表示、電話ダイヤルイン変更等に係る経費を追加するものです。財産管理経費で、次ページにかかまして、12節委託料で、公共施設等総合管理計画改訂業務事業費の確定による減額、24節積立金で、財源調整による減債基金積立金の減額、教育振興寄附金、ふるさと応援寄附金を、それぞれ基金に積み

立てるものです。

4目企画振興費、補正額1,175万2,000円の減額です。移住促進事業で、移住体験住宅建設工事入札執行残による減額、姉妹町交流事業で、児童交流事業中止による姉妹交流推進委員会交付金の減額、観光周遊策推進事業で、ウェルカムサイン設置取り止めによる減額、子ども室内遊戯施設管理経費で、令和5年度分指定管理料を追加するものです。次ページにまいります。

5目企業誘致推進費、補正額293万3,000円の減額です。企業誘致推進事業で、企業立地等奨励金の確定による減額です。なお、交付実績といたしましては、企業立地奨励金及び事業用設備等整備奨励金を2社に交付しております。

9目職員給与費、補正額1,238万6,000円の減額です。職員給与費で、一般職の給料並びに共済費の精査によるものです。

10目諸費、補正額166万6,000円の減額です。防犯対策推進事業で、街路灯等補助金の確定による減額です。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額840万4,000円の追加です。戸籍住民経費で、次ページにかけまして、戸籍、住民票等の証明書における氏名の振り仮名の記載に対応するため、システム改修経費を追加するものです。なお、補正額全額を翌年度に繰り越し、事業を実施いたします。

次に、4項3目町議会議員選挙費、補正額297万5,000円の減額です。町議会議員選挙事業で、選挙運動費用公費負担金の精査によるものです。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額290万3,000円の追加です。国民健康保険特別会計繰出金で、354万円の追加です。詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。社会福祉総務経費で、あったか灯油支給事業費の確定により減額するものです。次ページにまいります。

2目障がい者福祉費、補正額252万5,000円の減額です。障がい者福祉経費で、実績等により精査するものです。

3目高齢者福祉費、補正額377万2,000円の減額です。介護保険特別会計繰出金で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

4目重度心身障がい者福祉費、補正額400万円の減額です。重度心身障がい者医療費助成経費で、実績等により精査するものです。

7目後期高齢者医療費、補正額264万3,000円の減額です。後期高齢者医療事業で、12節委託料で健康診査料の追加、27節繰出金で329万3,000円の減額。詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

次に、2項1目児童福祉総務費、補正額84万円の追加です。児童福祉総務経費で、次ページにかけて、19節扶助費で、対象者の増加による養育医療扶助費の追加、実績により障がい児支援給付事業扶助費を精査するものでございます。22節償還金利子及び割引料で、令和4年度未熟児養育医療費等国庫負担金の確定に伴い、過年度返還金

を追加するものです。子育て世帯生活支援特別給付金事業で、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金の確定に伴い、過年度返還金を追加するものです。

3目保育所費、補正額53万円の追加です。保育所等運営補助事業で、保育所等運営費補助金の確定による減額、保育施設等給付費で、保育士等の処遇改善による給付費単価の増並びに町外の保育所・認定こども園利用者の増加に伴い、追加をするものでございます。

次に、4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額508万4,000円の追加です。母子保健事業で、令和4年度母子保健衛生費国庫補助金の確定に伴い、過年度返還金を追加するものです。

2目予防費、補正額184万8,000円の減額です。成人保健事業で、次ページにかけまして、令和4年度感染症予防事業費等国庫負担金の確定に伴い、過年度返還金を追加するものです。新型コロナウイルスワクチン接種事業で、12節委託料で、実績等によるワクチン接種委託料の減額、健康管理システム改修経費の追加、22節償還金利息及び割引料で、令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金並びに令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の確定に伴い、過年度返還金を追加するものです。

3目環境衛生費、予算額37万6,000円の減額です。南空知葬斎組合負担金の確定によるものです。

4目病院費、補正額6,000円の追加です。病院事業会計繰出金で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

5目保健福祉総合センター管理費、補正額215万8,000円の減額です。保健福祉総合センター管理経費で、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費において光熱費を一部負担したため、減額するものでございます。次ページにまいります。

2項1目じん介処理費、補正額912万円の減額です。ごみ処理対策事業で、南空知公衆衛生組合及び道央廃棄物処理組合の負担金確定によるものでございます。

次に、5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額1,992万円の減額です。有害鳥獣対策事業で、捕獲頭数増加により委託料を追加するものです。経営所得安定対策事業で、水田畑地化に取り組む農業者に対して、土地改良区の決済金等を国が支援するもので、7経営体が採択されたことから、補助金を追加するものです。耕地利用高度化推進事業で、事業費確定による減額、農業経営高度化促進事業で、次ページにかけて、事業費の確定により精査するものです。国の補正予算分310万円については翌年度に繰り越し、事業を実施いたします。担い手育成対策事業で、施設園芸農家に対する物価高騰対策として北海道が支援するもので、1経営体が採択されたことから、補助金を追加するものです。なお、補正額全額を翌年度に繰り越し、事業を実施いたします。

3目農地費、補正額5,002万5,000円の減額です。土地改良事業経費で、道央圏連絡道路整備に係る補償費工事費の確定による

減額、農業水利施設に対する物価高騰対策として、北海道が支援する北海土地改良区への補助金を追加するものです。農業集落排水事業特別会計繰出金で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

4目機場施設管理費、補正額32万9,000円の追加です。機場施設管理事業で、豊幌排水機場維持管理費負担金の確定による追加です。次ページにまいります。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額51万1,000円の減額です。中小企業資金利子補給事業で、利子補給補助額の確定による減額です。

次に、7款土木費2項2目道路維持費、補正額74万5,000円の減額です。町道管理経費で、南11線西7号橋架替設計業務入札執行残及び橋梁点検負担金の確定により、それぞれ減額するものでございます。

次に、3項1目都市計画総務費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

2目公園費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。次ページにまいります。

3目公共下水道費、補正額22万6,000円の減額です。下水道事業特別会計繰出金で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

4目街路事業費、補正額23万5,000円の減額です。街路事業経費で、街路灯LED化に伴い電気料金の減額をするものでございます。

次に、4項1目住宅管理費、補正額15万8,000円の追加です。道公営住宅受託管理事業で、柳陽団地道営住宅の電気温水器を更新するものでございます。

次に、8款消防費1項1目消防費、補正額1,701万6,000円の減額です。次ページにかけて、南空知消防組合負担金を減額するものです。内容につきましては、消防費に関する明細で説明いたします。予算書38ページをごらんください。

歳入、消防費、補正額96万7,000円の追加です。令和4年度決算に伴う繰越金を追加するものです。次ページにまいります。

歳出、消防費、補正額73万4,000円の減額です。消防組合本部運営助成事業で、53万1,000円の減額、消防南幌支署運営事業で、68万1,000円の減額です。それぞれ、事業費の精査によるものでございます。予算書31ページにお戻りください。

9款教育費3項1目学校管理費、補正額1,567万9,000円の減額です。校舎管理経費で、10節需用費で、中学校体育館改修工事に伴う、改修期間中の暖房用燃料費の減額、14節工事請負費で、中学校体育館改修工事入札執行残の減額です。

次に、4項2目社会教育振興費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。次ページにまいります。

5項2目スポーツセンター管理費、補正額4,136万円の減額です。スポーツセンター管理経費で、10節需用費で、スポーツセンター改修工事に伴う、改修期間中の燃料費及び光熱水費の減額、14節

工事請負費で、スポーツセンター改修工事入札執行残の減額です。

次に、10款公債費1項1目元金、補正額36万9,000円の減額です。地方債償還元金の確定によるものです。

2目利子、補正額23万9,000円の追加です。地方債償還利子の確定によるものです。

次に、歳入の説明を行います。予算書13ページをごらんください。

1款町税1項1目個人、補正額330万1,000円の追加。

2目法人、補正額1,018万2,000円の追加。

4項1目町たばこ税、補正額724万7,000円の追加。それぞれ、現年課税分の収納見込みにより追加するものです。

次に、11款地方交付税1項1目地方交付税、補正額3,603万8,000円の追加です。普通交付税再算定によるもので、本年度の普通交付税額は23億5,547万1,000円となり、昨年度の交付額より6,382万円の増となります。次ページにまいります。

13款分担金及び負担金2項3目土木費負担金、補正額59万円の追加です。準工業用地等整備事業に係る北海道住宅供給公社負担金の確定によるものです。

次に、15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額227万円の追加です。2目衛生費国庫負担金、補正額661万6,000円の減額です。それぞれ、事業費の確定により精査するものです。次ページにまいります。

2項1目総務費国庫補助金、補正額780万4,000円の追加。

2目民生費国庫補助金、補正額19万5,000円の追加。

3目衛生費国庫補助金、補正額156万8,000円の減額。

4目土木費国庫補助金、補正額594万5,000円の減額です。それぞれ、事業費の確定により精査するものでございます。

次に、16款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額45万2,000円の追加。次ページにまいります。

2目土木費道負担金、補正額158万4,000円の追加です。それぞれ、事業費の確定により精査するものです。

次に、2項2目民生費道補助金、補正額175万円の減額。

4目農林水産業費道補助金、補正額13万5,000円の追加です。次ページにかけて、それぞれ、事業費の確定により精査するものでございます。

次に、18款寄附金1項2目教育費寄附金、補正額8万2,000円の追加です。教育費寄附金で、南幌高等学校同窓会様より寄附をいただいたものでございます。

3目ふるさと応援寄附金、補正額2,030万円の追加です。ふるさと応援寄附金の増額と企業版ふるさと応援寄附金で、札幌市株式会社セイコーマート様より寄附をいただいたものでございます。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額1,142万円の減額です。財源調整を行うものです。

2目減債基金繰入金、補正額1億円の減額です。財源調整を行うものです。

4目ふるさと応援基金繰入金、補正額180万円の減額です。充当事業の精査により、財源調整を行うものです。次ページにまいります。

21款諸収入4項2目後期高齢者医療広域連合受託事業収入、補正額15万4,000円の追加です。事業費の確定により追加するものです。

次に、5項3目農林水産業収入、補正額505万円の減額です。事業費の確定により精査するものです。

5目雑入、補正額1億5,315万1,000円の減額です。当初財源調整として計上しておりました備荒資金組合超過納付金について、取り崩しを行わないため減額、その他、事業費の確定により精査するものでございます。

次に、22款町債1項1目農林水産業債、補正額20万円の減額です。

2目土木債、補正額390万円の減額です。次ページにまいります。

4目教育債、補正額5,130万円の減額です。それぞれ、事業費の確定により精査するものです。

以上、歳入歳出それぞれ2億5,236万6,000円を減額し、補正後の総額を79億2,623万8,000円とするものでございます。

次に、繰越明許の説明を行います。予算書7ページをごらんください。第2表、繰越明許費、歳出で説明いたしました戸籍等窓口事務事業について、翌年度に繰越し、事業を実施するものでございます。低所得者支援等給付金事業は、第1回議会臨時会で第7号補正予算として追加した低所得者支援等給付金について、6月中旬までの支給を予定していることから、一部を翌年度に繰り越し、事業を実施するものです。歳出で説明いたしました、新型コロナウイルスワクチン接種事業、農業経営高度化促進事業、施設園芸生産基盤緊急支援事業につきましては、いずれも翌年度に繰り越し、事業を実施するものでございます。次ページにまいります。

次に、債務負担行為補正の説明を行います。第3表、債務負担行為補正、変更です。中小企業総合振興資金利子補給について、事業費の確定により限度額を変更するものです。なお、期間の変更はございません。次ページにまいります。

次に、地方債補正の説明を行います。第4表、地方債補正、変更です。農業競争力基盤強化特別対策事業からスポーツセンター改修事業までの5事業につきまして、事業費の確定により限度額を変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。以上で議案第4号の説明を終わります。

住民課長。

続きまして、議案第5号 令和5年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。初めに歳出から説明をいたします。予算書8ページをごらんください。

2款保険給付費1項1目療養諸費、補正額1,203万円の追加です。医療費の実績見込みにより、11節役務費で審査支払手数料、1

議 長
住民課長

8節負担金補助及び交付金で療養給付費負担金をそれぞれ追加するものです。

次に、2目高額療養費、補正額500万円の追加です。医療費の実績見込みにより追加するものです。

3目出産育児諸費、補正額50万円の減額です。出生数が見込みを下回ったことにより、出産育児一時金を減額するものです。

次に、3款国民健康保険事業費納付金1項1目医療給付費分、補正額はありませぬ。財源内訳を変更するものです。

続いて、歳入の説明をいたします。予算書7ページをごらんください。

4款道支出金1項1目保険給付費等交付金、補正額1,653万円の追加です。医療費の増加などに伴い追加するものです。

次に、6款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額354万円の追加です。国民健康保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金及び産前産後保険税繰入金では、保険税軽減分に係る国・道・町の公費財政支援額の確定により追加するものです。国民健康保険財政安定化支援事業繰入金では、地方交付税措置額の確定により追加するものです。次の国民健康保険出産育児一時金等繰入金では、出生数が見込みを下回ったことにより減額するものです。

次に、2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、補正額354万円の減額です。財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ1,653万円を追加し、補正後の総額を10億846万6,000円とするものです。以上で議案第5号の説明を終わります。

議長
病院事務長

病院事務長。

議案第6号 令和5年度病院事業会計補正予算（第2号）を説明いたします。最初に、5ページをお開き願います。収益的収入及び支出のうち、収入です。

1款病院事業収益1項医業収益、511万1,000円の減額です。

1目入院収益1節入院収益で、1月末までの実績を踏まえ、入院患者1人当たり単価を当初予算の2万3,000円から2万4,000円とする一方、1日平均の入院患者数を40人から36人に補正し、2,136万円を減額するものです。

2目外来収益1節外来収益で、同じく1月末までの実績を踏まえ、外来患者1人当たりの単価を8,380円から8,012円とする一方、1日平均の外来患者数を62人から64人に補正し、1,624万9,000円を追加するものです。

2項医業外収益、1,974万3,000円の追加です。

3目他会計負担金1節一般会計負担金で、6,000円の追加です。企業債償還利息の確定によるものでございます。

6目長期前受金戻入、1,000円の追加です。長期前受金の確定によるものでございます。

7目道補助金1節道補助金で、1,973万6,000円の追加です。昨年4月21日から5月15日までの間、町立病院で新型コロナ

ウイルス感染症の集団感染、いわゆるクラスターが発生しましたが、この対応に伴い、職員に係る人件費の一部が感染症病床確保促進事業補助金として、北海道から措置されるものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。収益的収入及び支出のうち、支出です。

1 款病院事業費用 1 項医業費用、5 4 2 万円の追加です。

1 目給与費 3 節報酬で、7 2 万円の追加です。常勤医師の負担軽減を目的に、外来及び当直出張医師の確保に要した費用を追加するものでございます。

2 目材料費 1 節薬品費で、4 0 0 万円の追加です。医薬品の価格上昇及び新型コロナウイルス治療薬の購入増によるものでございます。

3 目経費、3 0 万円の減額です。5 節消耗品費、6 節消耗備品費、1 1 節修繕費で、院内の維持管理などに要する経費を、7 節光熱水費、8 節燃料費で、昨年夏の猛暑や単価上昇による電気料及び重油代などの追加、1 8 節手数料で、PCR検査数の減による外注分臨床検査料の減です。

5 目資産減耗費 2 節棚卸資産減耗費で、1 0 0 万円の追加です。使用期限切れの薬品廃棄によるものです。

2 項医業外費用 1 目支払利息及び企業債取扱諸費 1 節企業債利息で、1 万円の追加です。金利上昇に伴う償還利息を追加するものでございます。

3 目雑損失 1 節雑損失で、消費税課税対象収入の確定により、消費税納税分 4 5 万 5, 0 0 0 円を追加するものでございます。7 ページをごらん願います。

資本的収入及び支出のうち、収入です。

1 款資本的収入 3 項企業債 1 目企業債、2 0 万円の減額です。1 節企業債で、医療機器購入費の確定に伴い、事業債を減額するものでございます。

資本的収入及び支出のうち、支出です。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目固定資産購入費で、1 5 万円の減額です。1 節器械及び備品購入費で、説明欄に記載の購入費確定に伴い減額するものでございます。

2 目病院整備事業費 5 万 5, 0 0 0 円の減額です。1 節工事請負費で、説明欄に記載の工事費確定に伴い減額するものでございます。1 ページにお戻り願います。

第 2 条 (1) 年間延患者数のうち、入院は既定予定数の 1 万 4, 6 4 0 人から 1, 5 0 0 人減の、1 万 3, 1 4 0 人に、外来は 1 万 5, 1 8 3 人から 4 1 7 人増の 1 万 5, 6 0 0 人に補正するものでございます。(2) 1 日平均患者数のうち、入院は、既定予定数の 4 0 人から 4 人減の 3 6 人。外来は、既定予定数 6 2 人から 2 人増の 6 4 人に補正するものでございます。

第 3 条、収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益の総額を既定予算額から 1, 4 6 3 万 2, 0 0 0 円を追加し、7 億 6, 9 5 6 万 6, 0 0 0 円に、病院事業費用の総額を、同じく既定予算額から 5

88万5,000円追加し、7億3,175万4,000円に補正するものでございます。2ページをお開き願います。

第4条、本文括弧書中、1,379万6,000円を1,379万1,000円に改め、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入の総額を既定予算額から20万円減額し、4,151万7,000円に、資本的支出の総額を、既定予算額から20万5,000円減額し、5,530万8,000円に補正するものでございます。なお、収入と支出との差し引きで不足する1,379万1,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条、医療機器購入事業の起債限度額を、20万円減額するものでございます。

第6条に定めました経費のうち、給与費につきまして、既定予算額から72万円追加し、4億2,919万1,000円に補正するものでございます。以上で議案第6号 令和5年度病院事業会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

都市整備課長。

それでは、議案第7号 令和5年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。10ページをごらんください。

1款下水道事業費1項2目管理費、補正額313万1,000円の減額です。12節委託料は、汚水処理に係る施設管理業務の精査による減額、重要幹線管路カメラ調査業務については、社会資本整備総合交付金減額により本年度実施せず、令和6年度に実施するため減額するものです。18節負担金補助及び交付金は、江別市起債償還負担金の額の利率確定による追加です。26節公課費は、消費税確定に伴う追加です。

3目建設費、補正額5,128万1,000円の減額です。12節委託料は、準工業用地等整備管路実施設計及び下水道事業計画変更業務については、精査による減額、晩翠汚水中継ポンプ場機械設備改築実施設計については、社会資本整備総合交付金の減額により本年度実施せず、令和6年度に実施するための減額です。晩翠汚水中継ポンプ場水質対策基本設計については、水質対策調査結果に基づき本年度実施せず、後年度に実施を予定するため減額するものです。18節負担金補助及び交付金は、江別市南幌関連工事負担金の確定による減額です。

2款公債費1項1目元金、補正額21万9,000円の減額です。

2目利子、補正額14万5,000円の追加です。いずれも、借入を行っている公債費の利率確定によるものでございます。

続きまして歳入の説明をいたします。8ページをごらんください。

1款分担金及び負担金1項1目下水道事業負担金、補正額2万5,000円の減額です。2節管理費負担金は、道住宅供給公社からの江別市公共下水道事業に対する工事負担金に係る起債償還費の額の確定によるものです。

3款国庫支出金1項1目下水道事業費国庫補助金、補正額915万

円の減額です。1節下水道事業国庫補助金は、社会資本整備総合交付金確定による減額です。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額226万1,000円の減額です。歳出の精査、及び歳入では、負担金及び国庫支出金並びに町債の確定により、減額するものです。

7款町債1項1目下水道事業債、補正額4,310万円の減額です。1節下水道整備事業債、2節公営企業会計適用債、いずれも事業費の確定により減額するものです。

以上、歳入歳出それぞれ5,448万6,000円を減額し、補正後の総額を3億4,517万円とするものです。次に、5ページをごらんください。

地方債補正の説明を行います。第2表、地方債補正、変更です。江別市南幌関連負担事業から公営企業会計適用債までの4事業につきまして、事業費の確定により限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。以上で議案第7号の説明を終わります。

続きまして、議案第8号 令和5年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。9ページをごらんください。

1款農業集落排水事業費1項1目管理費、補正額11万円の減額です。12節委託料は、公営企業会計移行業務の確定による精査です。

2款公債費1項1目元金、補正額3,000円の減額です。地方債償還元金の確定によるものです。

1項2目利子、補正額6,000円の追加です。地方債償還利子の確定によるものです。

次に、歳入の説明をいたします。8ページをごらんください。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額61万1,000円の減額です。歳出の精査及び歳入では、繰越金及び町債の確定により減額するものです。

4款繰越金1項1目繰越金、補正額70万4,000円の追加です。令和4年度事業会計の繰越金の確定によるものです。

6款町債1項1目下水道事業債、補正額20万円の減額です。公営企業会計移行業務の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ10万7,000円を減額し、補正後の総額を1,372万9,000円とするものです。次に、5ページをごらんください。

地方債補正の説明を行います。第2表、地方債補正、変更です。公営企業会計適用債につきまして、事業費の確定により限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。以上で議案第8号の説明を終わります。

保健福祉課長。

それでは、議案第9号 令和5年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第4号)の説明をいたします。初めに、歳出の説明をいたします。10ページをごらんください。

議 長
保健福祉課長

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費、補正額1,800万円の減額です。

2目地域密着型介護サービス給付費、補正額270万円の減額です。

3目施設介護サービス給付費、補正額700万円の減額です。

5目居宅介護住宅改修費、補正額3万円の追加です。11ページをごらんください。

2項1目介護予防サービス給付費、補正額100万円の追加です。

3目介護予防福祉用具購入費、補正額20万円の追加です。

3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額186万円の減額です。次ページにまいります。

2項6目任意事業費、補正額153万8,000円の減額です。以上、保険給付費地域支援事業費の補正につきましては、利用実績の精査に伴うものでございます。

4款基金積立金、1項1目介護給付費等準備基金積立金、補正額2万円の減額です。財源調整に伴い減額するものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

1款介護保険料1項1目第1号被保険者保険料、補正額、現年度分49万円の追加です。被保険者数と保険料段階の精査によるものです。

2款国庫支出金1項1目介護給付費負担金、補正額、現年度分1,029万8,000円の減額です。

次に、2項1目調整交付金、補正額77万円の追加です。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額37万2,000円の減額です。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援）、補正額59万2,000円の減額です。8ページをごらんください。

3款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金、補正額958万5,000円の減額です。

2目地域支援事業交付金、補正額50万3,000円の減額です。

4款道支出金1項1目介護給付費負担金、補正額522万7,000円の減額です。

次に、2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額23万3,000円の減額です。次ページにまいります。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援）、補正額29万6,000円の減額です。

6款繰入金1項1目介護給付費繰入金、補正額324万3,000円の減額です。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額23万3,000円の減額です。

3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援）、補正額29万6,000円の減額です。歳入の補正の主な理由につきましては、歳出で説明しました保険給付費や地域支援事業などの精査によるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ2,961万8,000円を減額し、補正後の総額を8億3,394万1,000円とするものでございます。以上で、議案第9号の説明を終わります。

議 長
住民課長

住民課長。

続きまして、議案第10号 令和5年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。初めに歳出から説明いたします。予算書8ページをごらんください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額169万3,000円の追加です。保険料等負担金では、保険料の収納見込みにより追加するものです。次の保険基盤安定負担金では、負担金の確定により減額するものです。

続いて歳入の説明をいたします。予算書7ページをごらんください。

1款後期高齢者医療保険料1項1目後期高齢者医療保険料、補正額382万6,000円の追加です。現年度分の収納見込みにより追加するものです。

次に、3款繰入金1項1目事務費繰入金、補正額116万円の減額です。町業務分において精査により減額するものです。

2目保険基盤安定繰入金、補正額213万3,000円の減額です。保険基盤安定繰入金の確定により減額するものです。

次に、4款繰越金1項1目繰越金、補正額116万円の追加です。令和4年度繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ169万3,000円を追加し、補正後の総額を1億2,654万3,000円とするものです。以上で、議案第10号の説明を終わります。

議 長

ここで、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

(午後11時47分)

(午後 1時00分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前中に説明が終わっていますので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第4号 令和5年度南幌町一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第5号 令和5年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 令和5年度南幌町病院事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第6号についての質疑を終結いたし

ます。

次に、議案第7号 令和5年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 令和5年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 令和5年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 令和5年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第10号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本7議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。採決にあたりましては議案ごとに行います。

議案第4号 令和5年度南幌町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第5号 令和5年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第6号 令和5年度南幌町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第7号 令和5年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第8号 令和5年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第9号 令和5年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第10号 令和5年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程13 議案第11号から日程23 議案第21号までの11議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

- 日程13 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程14 議案第12号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程15 議案第13号 南幌町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程16 議案第14号 南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程17 議案第15号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程18 議案第16号 令和6年度南幌町一般会計予算
 - 日程19 議案第17号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計予算
 - 日程20 議案第18号 令和6年度南幌町病院事業会計予算
 - 日程21 議案第19号 令和6年度南幌町介護保険特別会計予算
 - 日程22 議案第20号 令和6年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程23 議案第21号 令和6年度南幌町下水道事業会計予算
- 以上、11議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました 議案第11号から議案第21号ま

での11議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、職務の名称変更及び給料表等級別基準の見直しに伴い、本案を提案するものです。

次に、議案第12号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、本案を提案するものです。

次に、議案第13号 南幌町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するとともに、給料表等級別基準の見直しに伴い、本案を提案するものです。

次に、議案第14号 南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、高等学校等に通学する生徒の通学費補助基準等の見直しに伴い、本案を提案するものです。

次に、議案第15号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、本案を提案するものです。

次に、議案第16号から議案第21号までの6議案につきましては、令和6年度における南幌町一般会計及び各種特別会計予算であり、概要につきましては、別途配付いたしました「令和6年度南幌町各会計予算編成の概要」により、副町長より説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長
議 長

予算編成概要の説明を求めます。副町長。

(予算編成概要の朗読により説明する。)

ただいま上程されました11議案の取り扱いについて、お諮りいたします。

5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

ただいま上程されました令和6年度各会計予算及び関連条例議案等につきましては、議長を除く10名による予算審査特別委員会を設置して、本11議案を付託し、休会中に審査してはいかがかと思いますが、議長よりお諮り願います。

議 長

お諮りいたします。ただいまの佐藤 妙子議員からの御発言は、10名による予算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります。そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本11議案は予算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長には石川 康弘議員、副委員長には熊木 恵子議員の両氏を推薦いたしますので、

議長

議長よりお諮り願います。

お諮りいたします。ただいま、佐藤 妙子議員からの提案がありましたとおり、委員長には石川 康弘議員、副委員長には熊木 恵子議員との御発言であります。そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって委員長には石川 康弘議員、副委員長には熊木 恵子議員と決定をいたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。7日午前9時30分まで延会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって7日午前9時30分まで延会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 1時24分)

令和6年 第1回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

令和6年3月7日（木）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	湯 本 要	2番	西 股 裕 司
3番	星 真 希	4番	熊 木 恵 子
5番	佐 藤 妙 子	6番	細 川 美喜男
7番	加 藤 真 悟	8番	石 川 康 弘
9番	高 橋 修 平	10番	家 塚 雅 人
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

8番	石 川 康 弘	9番	高 橋 修 平
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉 藤 隆	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	西 田 篤 人
農業委員会会長	鍋 山 洋 一	監 査 委 員	白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 田 雅 章	住 民 課 長	藤 木 雅 彦
税 務 課 長	渡 辺 廣 貴	保 健 福 祉 課 長	谷 藤 朋 代
産業振興課長	岩 本 聖	都 市 整 備 課 長	黒 島 滋 規
会計管理者	蛭 沢 千 晴	病 院 事 務 長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴木潤也

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 笠原大介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 笠原 大介
10. 農業委員長会の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長 おはようございます。
6日より延会となっております令和6年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程23 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は10名でございます。

一般質問につきましては、通告順に行います。

10番 家塚 雅人議員。

家塚議員 それでは、一般質問に入る前に、本年1月1日に発生した能登半島地震により、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、今後、今なお避難場生活を余儀なくされている多くの被災された皆様にお見舞いを申し上げます。それでは町長に、南幌みどり野団地における未造成用地についてご質問します。

南幌みどり野団地は札幌都市圏のベッドタウンとして、昭和49年北海道住宅供給公社が事業主体となり造成、分譲を行ってきました。しかし、平成12年以降は住宅建設も大幅に減少し、さらに平成16年には北海道住宅供給公社の特定調停が成立し、新規宅地造成は停止となり、造成済宅地の分譲を主な事業として行ってきました。

本町においては、数年前より子育て支援を重点に数々の施策を展開し、その一つとして子育てしやすい住環境の提供に力を注ぎ、その結果として造成済である住宅用地も残り約320区画となり、数年後には宅地完売の見通しが立ってくる状況にあります。

また、南幌小学校の向かいに位置する未造成用地については、職住近接エリアと位置づけ準工業用地として令和8年秋の分譲に向け、整備が進められようとしています。

このような状況の中で、みどり野団地内の唯一の未造成用地である農村環境改善センター向かいに位置する約18ヘクタールの用地について、町長としてどのような考えをお持ちか伺います。

議長 町長。

町長 南幌みどり野団地における未造成用地についてのご質問にお答えします。

南幌みどり野団地は、北海道住宅供給公社における大規模住宅団地開発の決定を受け、昭和49年に本町が全町域に都市計画区域を指定し、市街地に住宅団地を形成する第1種低層住居専用地域を定めています。

住宅供給公社は、平成16年2月の債務超過による特定調停の成立を受け、北海道の指導監督のもと、令和32年度までの計画的な債務返済の履行を進めているため、現に保有する分譲資産の処分、賃貸資産の管理以外、新たな事業に着手できないことから、農村環境改善センター向かいに位置する約18ヘクタールの未造成用地については、宅地造成を行うことができない状況であります。

しかし、現在、みどり野団地の未分譲宅地は約320区画となっていることや、当該用地は市街地に隣接していることなどを踏まえ、用地の利活用に係るニーズ調査の実施について、住宅供給公社に要請してまいります。

議長
家塚議員
(再質問)

10番 家塚 雅人議員。

それでは再質問をさせていただきます。このみどり野団地は、造成・分譲から約半世紀近くが経過し、本町も大きく変貌してきています。分譲当初は本町の知名度も低く、なかなか販売に結びつかない状況が続いてきましたが、知名度高揚対策の一つとして、南幌温泉の日帰り施設が平成3年にオープン、その後宿泊施設を併設するなど、年間利用者数も年々増加し、札幌圏を中心に本町の知名度が徐々に認識をされてきたところでございます。また、住宅団地造成に当たっては、やはり働く場所の提供として、工業団地の造成が必要不可欠であります。両工業団地においては、完売まで年数はかかりましたが、地元雇用の創出に大きく貢献をしてございます。昨年開業した子ども室内遊戯施設はれっぱは、開業から本年2月まで、来場者が17万2,000人となり、地域間の交流の拠点として大きなにぎわいを見せております。さらには、商業施設の北雄ラッキーが、ツルハドラッグの隣の町有地に本年12月オープンを予定しており、町外への購買力抑制に歯止めがかかるものと思っております。交通体系においては、道央圏連絡道路中樹林から、南幌15線、南幌ランプまで、令和6年度開通予定であります。引き続き、南幌ランプから長沼町までの14.6キロについても現在工事が進められ、数年後には全面開通に大きな期待も寄せられております。昨年は、北広島市に北海道ボールパークFビレッジが開業し、さらに医療大学が北広島市に移転する旨の報道もあり、隣接する市の環境も大きく変化してきてございます。また、北海道にとっても大きな期待を寄せている、千歳市に進出したラピダスの国策ともいえる、次世代半導体製造拠点として現在建設されており、これらの関連企業の進出に期待をするところであります。

そこで、先ほど町長からの答弁では、用地の利活用に係るニーズ調査の実施について、住宅供給公社に要請をしていくと言われました。ぜひお願いをするものであります。現況を考えますと、住宅供給公社において宅地造成などの事業ができないことは十分理解しておりますが、今後のまちづくりにおいて、都市計画用途区域における良質な住宅地としての供給について、町長はどのように考えているかお伺いします。

議長
町長
(再答弁)

町長。

それでは、家塚議員の再質問にお答えをいたします。初めに、みどり野団地の造成計画と経過をお話ししたいと思います。集合住宅を含め全体の計画予定戸数は、当時3,600戸であります。そのうち戸建て住宅の計画区画数ですけども、3,122区画で、うち現在造成されている区画数は2,448区画、実施率が78%でございます。この差し引きの未造成区画が674区画になるわけでございますが、うち準工業用地分が360区画、それと議員の言われている改善セン

ター向かい分が314区画でございます。

次に、北海道住宅供給公社の特定調停の内容をお話ししますけれども、当時の負債総額1,319億円で、住宅金融公庫や15金融機関の債務放棄によりまして、最終債務額が699億円で、調停が成立されました。昨年度末現在で、債務者への債務残高と返済期限は、住宅金融支援機構分が46.7億円で、令和15年まで北海道が276.6億円で、令和32年までとなっております。返済に当たっては、住宅支援機構への償還を優先に行い、償還後北海道に対しての償還に入ることになっております。この間、道公社は賃貸住宅や割賦債権の管理業務、抱えている土地や建物の分譲資産の処分などの業務に限定して、事業を継続することが認められたものでございます。従いまして、新たな投資事業ができないことになっております。北海道につきましては、道公社が債務の返済を確実に履行すべく、指導監督の立場にございます。

そこで、本町のみどり野団地の分譲見込みでございますけれども、おかげさまで平成28年からの8年間で、370区画の分譲が進みました。特にここ2、3年は分譲ペースが早く、このまま順調に推移した場合、令和11年頃にはおおむねの分譲が見込めるのではないかと推察しているところでございます。

そこで、現在行っている準工業用地の関係でございますけれども、今まで本町の未造成地に係る道公社や道庁との協議につきましては、都市計画の変更と手続きを含めまして、準工業用地の整備事業に傾注してまいりました。道公社は新たな投資事業ができない状況でございますけれども、この準工業用地の整備は返済計画に大きな影響を及ぼさないということで認められたものであると思っております。また、この準工業用地全体で29ヘクタールで、うち町有地分が9ヘクタールでございます。町が道公社分の事業を代替施工をすることにより、事業が実施することができました。なお、この準工業用地整備に係る公社の負担額は約5.7億円で、大きな理解をいただいたものと考えております。

そこで団地の造成でございますけれども、みどり野団地は5、6年後におおむねの分譲が行われるよう、まずは現状の分譲促進に努めたいということで考えてございます。道公社によります新たな団地造成は、基本的には特定調停中は難しいものと考えます。現状において、残る320区画の分譲促進を図りますとともに、きた住まいるヴィレッジやゼロカーボンヴィレッジ、そして準工業用地の整備を成功させまして、町の活性化が図られますこと。そうしたことにより、本町の未造成地の造成に関連する、新たな道の計画につながらないかというように期待をしております。そのようなことを道公社並びに道と情報共有を図りつつ、未造成地のニーズ調査をお願いしたいというように考えてございます。繰り返しになりますけれども、特定調停や道公社、道の状況を考えますと、非常に難しい問題であるということをご理解いただきたいと思っております。

議 長

10番 家塚 雅人議員。

家塚議員

ただいま答弁をいただき理解をいたしましたので、改めての答弁は必要ありませんが、今後、町では南幌温泉の改修、それと準工業用地の造成など、大型事業が進められる中において、財政出動は必至であります。そのようなことから、財政規律を堅持しながら、土地活用を進められるよう期待し、質問を終わります。

議長

以上で、家塚 雅人議員の一般質問を終わります。

次に、8番 石川 康弘議員。

石川議員

私は町政執行方針に対し、産業経済常任委員会を代表して、町長に商店街の活性化について質問いたします。

本町は宅地販売が好調で、ここ数年人口が増えており全国的に注目されています。しかし、商店街では毎年廃業する店が増えており、商店街の活性化を求める声があります。

先日商工会役員と懇談した際、ある商店主が「後継者不足であと5～6年で急激に店が減ってしまう可能性があり、今後の商工会活動が窮地に立たされる心配がある」と述べていました。確かにこの四半世紀で町内の商店は50店舗近くが閉店しており、新規開店したのはその半数程度に留まっています。商店数が減少することでまちの賑わいがなくなり、ひいてはまち全体の活気の衰退にもつながります。そこで、2点質問いたします。

1、本町で現在行っている「空き店舗活用支援事業」により、貸店舗において営業する店は増えましたが、長続きせず閉店する店も多い状況は、支援効果が薄いと思われませんが、もっと汎用性のある支援事業を実施し起業者の誘致に当たるべきではないでしょうか。

2、中央通り商店街は、今では数多くの店がシャッターを降ろしたままとなっていますが、この状況をどう捉えるでしょうか。

議長
町長

町長。

商店街の活性化についてのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、「空き店舗活用支援事業」は、空き店舗の解消、並びに商店街の活性化を図るもので、平成29年度から現在まで9店舗が新たに开店し、4店舗が閉店となりましたが、事業の効果はあったものと考えます。

事業の支援については、商工会において経営相談及び開業指導を行い、商工会からの報告書に基づき支援の適否を判断しています。

また、店舗の賃借料の他に、建物の増改築や備品購入など、開業に係る経費を補助しており、商工会から現制度での事業継続について要望されているところであります。

2点目のご質問については、現在の中央通り商店街の店舗は30軒あり、そのうち空き店舗は6店舗となっていますが、今後新たに1軒の开店が予定されています。

また、その他市街地の空き店舗においても、新たに2軒が开店を予定しています。

小規模店舗を取り巻く環境は、消費者ニーズや業態の変化、後継者不足など、厳しい状況にありますが、商店街の活性化に向けて商工会と連携し取り組んでまいります。

議 長
石川議員
(再質問)

8番 石川 康弘議員。

町長がおっしゃるとおり、平成29年から始めたこの本町の空き店舗活用支援事業は、これまで9件の補助金申請があり、1年間家賃補助を行ってきましたが、継続して営業しているのは5軒だけでありました。確かにその間、新型コロナの影響で思うようにお店にお客が来なかったこともありましたが、ただ家賃を補助するだけでなく、もっと短いスパンで助言をしたりするなど、商工会と協力して支援すべきではなかったのかなと思うところです。そして、この事業だけでは十分な起業者を支援することに限界があり、片手落ちではないかと思えます。

先日、同じ南空知の雪深いある町へ行き、話を聞いてきました。その町では、駅前通りをはじめ町内の商店や飲食店の閉店が続いたことから、平成16年に空き店舗対策として、本町と同じように空き店舗活用補助金交付事業を実施しましたが、空き店舗だけでは汎用性が少ないとの考えから、翌年に起業者等支援補助金事業を実施しました。それにより、平成18年から今年度まで多くの起業者が訪れ、令和2年以降は毎年のように、1件から3件の起業者が、町内で開業するようになったといえます。起業者支援ということで、主に店舗の設備改修、商品開発のプランニングなどを支援しているそうで、今まで9件の起業者を支援してきており、来年度以降も既に4件名乗りを上げているといえます。さらに、昨年からは後継者等新規就業支援事業を創設して、後継者の支援も行っています。

実はこういった取組は、この町だけではなく道内のほかの町でも行っています。後志管内のスキーのメッカとして有名な町では、観光客でにぎわっているのに、にぎわいづくり起業者等サポート補助制度を実施し、起業や事業継承、業種転換、施設拡張の工事費などを助成しています。平成23年からこれまでに56件の実績があり、特に令和5年では9件の助成を行ったそうです。また、上川管内のある町でも、人口が増え町はにぎわっているのに、飲食店、飲食業や小売業、宿泊業向けに、町のにぎわい創出支援事業を行っており、店舗の修繕、改造、家賃の経費や宣伝広告費などに補助をして支援しているそうです。さらに、十勝管内のある町でも、中心都市のベッドタウンとなっていることから、元気な商店街づくり支援事業を創設し、まちなか再生ビジョンを策定、店舗改修や新規出店に係る費用助成を行うなど、人が行き交う魅力ある町並み再生に取り組んでいるということです。確かに本町も、今、新規出店する起業者がにわかに現れてきてはいますが、その流れを止めないように、新たな起業者支援を行う準備が必要なのではないのでしょうか。

次に、中央通り商店街は本町のメインの商店街であり、それは町の顔とでも言える通りです。今、はれっぽをはじめとする新しい施設に、町外から多くの親子連れなどが訪れていますが、シャッターを下ろした店が目につき、活気があるようには思えません。空き店舗はまだ6軒だけだと言いますが、このままでいたら、さらに店を閉じ、空き店舗が増える可能性もあり、何か対策を考えるべきではないのではない

でしょうか。空き店舗や起業者支援だけでなく、町のにぎわいづくり政策を考えるべきではないかと思います。

今新しい人が移り住み、徐々に人口構成が変わってきている我が町で、それだけでなくも購買客が町外に流出している現状をそのままにしては、さらに衰退していくのは火を見るより明らかです。さっきも言いましたように、商店主があと5、6年したら、商店は一気になくなってしまうと心配することからも、新しい起業者を呼び込むか、後継者を育てる政策が必要ではないでしょうか。一方で、今、ラーメン店や美容室、古民家カフェなど新規に開業する事業者も増えてはいますが、中心的な商店街が空洞化してしまうことを放置するわけにはいかないと思います。今こそ、商店街の改革を商工会と連携して考えていく必要があるのではないのでしょうか。町長はどのようにお考えなのか、改めてお伺いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

石川議員の再質問にお答えをいたします。初めに、小規模店舗減少の背景でございますけども、全国的に商店街の店舗数は30年間で4割減少していると言われておりまして、地方ではさらに減少している状況ではないかと思っております。主な要因としましては、やはり車社会が進み、郊外大型店やコンビニの出店により、中心市街地の空洞化が進み、地方の小規模店では、高齢化と後継者不足が深刻化していることが挙げられます。また、そうした環境変化の中で、小規模店に対しまして、大型店やチェーンストアは、やはり顧客ニーズや市場変化の対応、競争力強化などが優れ、その差が開いてきているものと思えます。

本町の大型店やチェーン店の状況でございますけども、本町においては、エコープがホクレン商事に移行しまして、その後をニコットやツルハドラッグなどの大型店が出店しました。また、コンビニも4店出店し、町内の消費環境というのは変わりつつございます。

それで空き店舗活用支援事業の件でございますけども、現在の支援内容は家賃助成が4万円上限、開業支援が50万円上限でございます。支援額は十分であるとは思っておりませんが、これまで空き店舗において、9件が出店し、現在5店が継続されているということを考えれば、一定の支援効果、起業の情勢づくりにはなっているものとは思っております。また、この事業のつくり込みでございますけども、先ほど他の町の先進事例のお話をさせていただきました。本町の事業も、ここがゴールとは思っておりません。今後町の状況も変わってくると思いますので、商工会と連携を図り、実態や現状に即した事業の実施に努めたいというように考えてございます。

また、中央通り商店街につきましてでございますけれども、現在、店舗30軒のうち、空き店舗が6軒ということで、新たに1軒の出店が予定されているところでございます。先ほど申し上げましたけれども、中央商店街に限らず、後継者不足や高齢化が進んでいるということは、時代や時流に乗り遅れ、それにより新規開拓というか、新規顧客の開拓が難しくなり、商店街の衰退が進む要因にあるのではないかと

と思っております。最近町内では少しずつでありますけども、若い世代の事業化が進んでいると思っております。また議員言われたように、町内では最近、ラーメン店やカフェ、美容院などの新規出店が増えまして、特にラーメン店は盛況で、町外の利用者が大変多いものと思います。また、空き店舗では今後2店の出店が見込まれまして、ほかにも現在相談中の案件がございます。

やはりこの町のにぎわいにつきましては、商工振興と大きく関係するものと私も思っております。この商店街の閉店によりまして、また閉店することは大変残念でございますけども、町内の消費、購買力が町外に流出することを抑制する必要があるというように考えております。今後そのことについても十分検討していきたいというように考えてございます。

議 長
石川議員
(再々質問)

8番 石川 康弘議員。

お答えありがとうございました。先ほど紹介した、商店街の活性化に取り組む町は、決して人が減り、寂れた町ばかりではありません。この事業を行ったことで、町を歩く人が増え、にぎわいを見せ、町が元気になったり商工会員が増えたそうであります。また、ある町長いわく、集客力の衰えから稼ぐ場としての魅力不足や、世代交代が進みにくいといった課題があることから、こういった事業を取り組まなければならないのだということで、にぎわっていると言えども、さらにそういった事業を展開して、それに向けるように頑張っていきたいというふうなお話をされていました。

道央圏連絡道路が来年度中に開通すると言われていますが、それにより車の流れと人の流れも変わっていくことでしょうし、今年12月には大型食品スーパーが開業します。それにより、また商売を辞めてしまう商店が現れるかもしれません。ですから、そうならないためにも町として今から手を打っておく必要があるのではないかと再度強く思うところなんですけども、町長のお考えを再度お伺いしたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

石川議員の再々質問にお答えをいたします。他の町の先進地で参考にしなくてはならないんですけども、それぞれ町の状況や経過が違いますので、単に比較ができるものではないと思いますけれども、今後十分参考にさせていただきたいというように考えてございます。

中央商店街に限らず、やはりこれから若い世代をどう取り込んでいくのか、それが課題ではないかと思えます。これは商店街に限らず、南幌町全体に言えることではないのかなと思っております。また、商工会では、やはり後継者不足、高齢化というのを大変危惧されておまして、今後60歳以上の店主を対象に、事業継承に係るアンケート調査を実施されると聞いております。そうした意向調査は大変重要であると私考えております。町としてもそれを今後の商工振興の参考にさせていただきたいというように考えております。

また、町から商工会に対しましては、はれっばで随分本町を訪れる方が増えております。特に休日、お昼ご飯を食べられる所が限定して

いるということで、町のにぎわいや周遊人口の拡大を図るために、料飲店へのそうした取組についてお願いをしているところでございます。

そして商工振興、あとは購買力の流出の関係でございますけども、本年12月にスーパーマーケットがオープンする予定でございます。そうしたことを含めまして、小規模店舗を含む、取り巻く環境は厳しい状況にありますけれども、商工振興、商店街の活性化に向けまして、商工会と連携して取り組んでまいります。

議 長

以上で、石川 康弘議員の一般質問を終わります。

西股議員

次に、2番 西股 裕司議員。

私のほうからは、食料・農業・農村基本法改正に向けた考えはということで、町長にお伺いします。

現在開催中の通常国会にて食料安全保障の抜本的な強化、環境と調和の取れた産業への転換、人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持の観点から食料・農業・農村基本法（以下「新基本法」という。）の改正を目指しております。

1961年制定の農業基本法は、農業の生産性向上と農業従事者の地位向上を目標として制定されましたが、自動車や電気産業の国際競争力が高まり、農産物の関税をはじめとする国境措置について、極力排除する国際ルールが取り決められたことにより、1999年に新基本法の制定とともに廃止されました。この新基本法は食料安定供給を全面に掲げ、生産性向上と農業の持続的発展、食糧自給率の向上を政策目標として制定されています。

今回の改正に向けては、食糧の輸入環境がロシア・ウクライナ紛争等の影響で不安定な状況となっていることや、国内での食糧需給と将来的に農業者の減少に伴い、生産量が減少するとの見通しから、10年先を見据えた政策を検討している状況です。

具体的な新基本法の改正案は不透明の段階ですが、南幌町としても基幹産業である農業については、執行方針の中でも農業振興と担い手対策について方針が示されておりますが、今後の農業振興ビジョンの見直しや農地・農業者に関する具体的な数字の入ったビジョンを示す考えはあるのか。また、改正される新基本法では、生産段階での温室効果ガスについても「みどりの食料システム戦略」にて、その対応が求められると予想されています。これらについて、現時点での町長の考えを伺います。

議 長

町長。

町 長

食料・農業・農村基本法改正に向けた考えはのご質問にお答えします。

現在、国が進めている食料・農業・農村基本法の改正案では、農産物の生産コストを反映した適正な価格形成の仕組みづくりや海外依存の高い麦・大豆の国内生産の増大など、食料安全保障の抜本的な強化が検討されています。

本町の生産現場を取り巻く環境は、化学肥料、原油など生産資材の価格高騰や水田活用直接支払交付金の見直し、温暖化による農作物の

高温障害など、農業経営における環境が大きく変化していることから、新基本法の改正内容を踏まえ、「農業振興ビジョン」の見直しを検討してまいります。

また、具体的な数値目標については、新基本法の改正案で、複数の数値目標が設定され、達成状況を調査、公表されることから、国の数値目標を踏まえ、検討してまいります。

農業における温室効果ガスの対応については、現在、「みどりの食料システム戦略」に基づき、水田のメタン排出削減や化学肥料、化学農薬の使用低減など環境負荷低減の取組に向けて検討されていることから、国の動向を注視してまいります。

議 長
西股議員
(再質問)

2番 西股 裕司議員。

再質問させていただきます。振興ビジョンについては今年見直していくということなのですが、現在の振興ビジョンにつきましても、令和2年につくられているという中でございますけれども、それからですね、やはり農業者がかなり減っておりまして、現在までのところ平成4年の農業委員会のデータですが、戸数としては、農家戸数としては個人が139、そして法人が17というふうになっておりまして、平均の耕作面積が現在34町、34ヘクタールというふうになっておるということでございます。年々やはり個人個人、また法人等の面積が増えているという中で、新しいビジョンをつくっていく段階では、今年も5、6件やはり農家が離農していくという話も聞いておりますので、そこらの対応も含めた形をやはり示していただきたいなど、で、数字の見えるという部分についてはこれからも若干変わっていくという様相があるということで、これから検討していくということなのですが、ぜひですね、生産の目標を大きく掲げることによって、生産者の生産意欲をどんどんどんどん出していただけるような形のビジョンをつくっていただきたいというふうに思います。

それと、温室効果ガスの関係ですが、これについては昨年的一般質問の中でも、私のほうからゼロカーボンの関係で質問されておりまして、その中で町長からもお答えをいただいております。その段階では、13経営体、178ヘクタールが環境保全型農業直接支払対策事業に取り組んでいるということなのですが、今年度は予定として14経営体で250町と、わずかながら増えていっているんですが、これについては今後どのように普及推進をして広げていくのかという部分について、お伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

西股議員の再質問にお答えをいたします。初めに、新農業基本法の法制化のスケジュールでございますけれども、議員も言われていたけれども、去る2月27日に、基本法の改正案が閣議決定をされました。この後、6月の通常国会で改正法が成立され、成立後、審議会に対しまして基本法を具現化するための新たな基本計画について諮問を行い、都道府県の調整などを経まして、来年3月に新たな基本計画が決定されるスケジュールで進められております。新たな基本法の骨子でございますけれども、食料安全保障につきましては、やはり生産コス

トの販売価格に転嫁することであります。また、農業の人口減少につきましては、高齢化や個人経営体が大きく減少することを見据えまして、多様な農業者の位置づけや法人化、スマート農業を推進すると言っております。

次に、持続可能な環境に優しい農業でございますけれども、温室効果ガスの削減や食品ロス削減などの取組、みどりの食料システム戦略を進めると言われております。そこで現在の新たな基本法に伴う数値化でございますけれども、食料自給率に加えまして、食料安全保障などに関する新たな目標設定と達成状況の調査と、結果を公表することが確認をされております。なお、具体的な目標設定項目や、数値化についてはまだ示されておられません。

そこで、本町の振興ビジョンの見直しの関係でございますけれども、議員言われるとおり、令和2年度から11年までの10年間の基本計画でございます。今年度、中間年の5年目を迎えて、また、近年の農業情勢を考えると、中間見直しをするタイミングであるのかなと思っております。しかし、基本法の改正を踏まえると、また基本計画の策定期を考えると、見直し時期については十分考慮する必要があるのかなと。整合する必要があるのかなというように考えてございます。

なお、農地や農業者の数値化について、これも今までなかなか、町のほうで示すことができない、情勢がやはり目まぐるしく動く、それと農家の所得に関係するということで、なかなかこの辺は数値化できないのが現状でございます。特に農地面積につきましても、農協さんでもなかなかこう中期的な数値、まあ現状の数値は推移できても、なかなか中長期的なものについては示せられないというような現状でありますけれども、国の数値目標を踏まえて検討をしております。また、この数値目標をするに当たりまして、現在畑地化を含め、農業情勢がまだ安定しない中、目標達成のための事業化も必要か否かについて、十分検討する必要があるのかなというように考えてございます。

なお、環境の問題、みどりの食料システムでございますけれども、現在14件ということで、内訳については有機4件、緑肥4件、堆肥4件、病害虫3件、これは延べ件数でございますけれども、そんな状況でございます。この環境負荷軽減対策につきましては、新基本法で環境との調和や食品ロスなどについて新たに盛り込まれましたけれども、具体的な取組が示されておられませんので、今後の動向を注視してまいります。また、水田のメタンガス発生削減など、これらも溝切りや中干しなどの考えが示されつつありますので、これについてもまた農協さんと相談をしながら検討してまいりたいというように考えてございます。なかなかお答えにはなっていないかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

2番 西股 裕司議員。

まだ決まってもいない基本法の関係で質問をさせていただいて、答えもかなりクリアされているのかなというふうに思うんですが、できるだけ意に沿ったような形でビジョンをつくっていただきたいとい

議 長
西股議員

うふうに思っております。またはっきりした段階で、またいろいろお話をさせていただける機会があるかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で終わります。

議 長

以上で、西股 裕司議員の一般質問を終わります。

次に、3番 星 真希議員。

星 議員

それでは、一般質問をさせていただきます。交流人口・移住定住人口の増加と地域の活性化について。

現在、全国的に社会問題となっている人口減少と高齢化社会問題に、国をはじめ、多くの自治体が様々な取組や努力を重ねていると思ひます。

そのような状況の中、南幌町は昨年度の人口動態調査において「日本人人口増加率」が全国1位となり、他の自治体からも注目がされました。また、子ども室内遊戯施設「はれっば」は開業から多くの方に来ていただき、さらに2月には「企業版ふるさと納税に係る大臣表彰」を受賞するなど、これまでの行政の取組が評価され、大変喜ばしく私も一人の町民としてとても誇りに思ひますし、今後のまちづくりにも期待をしているところです。

現在、南幌町では移住定住策として「子育て世代住宅建築費助成事業」を展開していることから、これからも移住定住人口増を維持し、みどり野団地の早期完売を目指すためには、地域に不足している人材を担う対策の一つとして、地元の農家をはじめ企業や商業などと協力し、「地域と様々な形で関係を持つ人づくり」を構築することで移住定住のきっかけをつくれるのではないかと考えます。そこで、町が地元の農業・企業・商業と連携し、若者世代や企業・農業関連との関係人口を創出することで、移住定住につなげる考えについて町長に伺ひます。

議 長

町長。

町 長

交流人口・移住定住人口の増加と地域の活性化についてのご質問にお答えします。

関係人口につきましては、「特定の地域に継続的に多様な形で関わる者」と国で定義され、地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。

本町では「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が描く「30年後も子どもたちという風景の実現」を目指して、地域資源を活用した観光、イベントや特産品などを通じた本町への新しい人の流れをつくり、将来的な移住にもつながる関係人口の創出、拡大を推進するとしています。

現在、これまでの子育て支援策や子ども室内遊戯施設「はれっば」の開業などにより、交流人口や定住人口の増加に繋がっています。

また、包括連携協定による北海道文教大学の学生や学生地域定着推進広域連携協議会を通じた江別市内の大学の学生に町のイベント、特産品PR、教育支援、工業団地企業広報プロジェクトなど様々な活動に参加いただき、若い世代の関係人口創出の取組を進めているほか、地域おこし協力隊員の自身の才能や能力を活かした地域協力活動が、

本町への定住・定着を図る取組として、地域の活性化に大きく繋がっています。

令和6年度は「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が終了することから、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、地域外からの交流の入り口を増やし、将来的な定住人口の増加につなげてまいります。

議長
星議員
(再質問)

3番 星 真希議員。

答弁ありがとうございます。今、現在、いろいろな取組や政策の成果で、交流人口の増加、そして町の人口増加につながっていることはすばらしいと感じていますし、さらに関係人口創出の取組として、近隣の学生さんが町のイベントや企業広報プロジェクトなど、様々な形で町の人と関わっていただいていると理解しています。今後は人口減少という、どこの自治体にも共通する課題があると思われれます。南幌町としては、今後は新たな企業誘致や、札幌圏に近い生活環境ということからも、町への関心も高まってくると思います。そのような新しい環境においても、これまでの取り組んでいる若い世代と町との関係性を、次のデジタル田園都市国家戦略の中に生かしていただきたいと私は思っています。

ここから再質問させていただきたいのですけれども、現在、町としては若い世代の方々と様々な活動を通じた取組が行われていますが、これを一過性の取組としてではなく、今までの人と人との関わり合いを維持して、またさらに内容を広げていく考えはあるのか、町の考えを伺います。

議長
町長
(再答弁)

町長。

星議員の再質問にお答えいたします。町の3月1日の人口でございますけれども、7,803人で、一昨年5月より1年10か月間、毎月の人口が連続増加中でございます。国立社会保障人口問題研究所、いわゆる社人研が2018年、平成30年に公表した本町の将来人口でございますけれども、2030年、R12年に5,854人、2045年、R27年には3,893人と推計された経過がございます。当時非常に危機感を持ちまして、その後、子育て支援事業や知名度向上対策などを拡充し、現在の移住定住につながっているものと思っております。なお、昨年12月に社人研が公表しました本町の将来人口は、2050年、R32年に4,352人、30年間で40%減少すると推計されてございます。

交流人口の関係でございますけれども、本町の交流人口、観光入込客数になりますけれども、昨年度の上半期は14万5,000人でありましたけれども、本年度の上半期は25万3,000人で、74%上昇しております。この要因は、やはり主にはれっぱと中央公園の入り込みであります。そこで議員の言われる、若い世代の関係人口の創出でございますけれども、この地域と様々な形で関係を持つ人づくりという、この関係づくりと人づくりというのが一番難しいのではないかなと思っております。過去の例から、行政が押しつけ的にやるものは、やはりこう長続きがしないので、行政はそのような機運づくり、醸成づく

りを果たす役割にあるのかなというふうに考えてございます。

現在、例えば農猿さんが若手農業者を中心にいろいろな業種の方で組織され、野祭、これは町の一大イベントに定着して、町内外の多くの方が関わっております。また、ラジコンフェスなども多くの業種の方が参画されております。そして今月行われるうたポロなども、多世代の町民交流が進んでいるものと思っております。そして先月、4年ぶりに観光協会主催によります冬まつりが行われましたけれども、これまた青年団体連絡協議会が協力していただいて、団体間の連携も図られているものと思います。そして本町には現在地域おこし協力隊を3名配置しておりますので、その方々の協力、努力も、もうかなり本町の活性化に関わっているのかなと思います。

そこで、地域連携や関係人口創出の一つとしましては、現在のまちづくり活動支援事業の活用が見込まれるのではないかと思います。これは町民や団体、地域の活動を支援するもので、近年申請件数が増加中でございます。現時点では、そうした活動を有効に使っていくということで、関係人口の新たな創出をするための事業化などは考えておりません。

議長
星議員

3番 星 真希議員。

今、町内でも様々な取組や活性化に向けていろいろな事業をされているということで、理解しました。やはり、この関係人口の創出がどのくらい移住定住につながっているかということも数字で表すことはすごく難しいと思います。やはり若い方との関わりを維持していくということも、一つの課題というか、大変なことではあると思うんですけども、やはり移住定住のきっかけというのは様々であると思います。町に来ていろいろなことを楽しみながら、南幌町の魅力を発見する方もいれば、やはり人と人とが関わり合いながら、様々な活動をする中で、活性化につながられるよう維持して、今後5年10年とつなげて、様々な活性化から町の魅力をつくり出せるように、継続して行っていただけるような取組になることを、今、難しいようではありますが、今後も持続的に行っていただきたいということで、私の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。

議長

以上で、星 真希議員の一般質問を終わります。

ここで、場内時計で10時45分まで暫時休憩をいたします。

(午前10時33分)

(午前10時45分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議員の質問を続けさせていただきます。

次に、1番 湯本 要議員。

湯本議員

能登半島での地震以降、町民や国民の皆さんの地震災害に対する関心も非常に高まっており、南幌町における安全安心に暮らせる災害対策について質問をさせていただきます。

執行方針の第五、「誰もが安全に暮らせる安心づくり」について質問いたします。

本年1月1日に発生した能登半島地震は、未だに多くの被災者が避

難所生活を余儀なくされています。地震調査委員会では「震度6弱以上の揺れに襲われる確率が0%の地域は1つもない。」と指摘しており、防災の専門家は「災害はいつ起こるか分からない、対策は最悪の事態を想定して計画することが何よりも重要」と指摘しております。南幌町はご存じのとおり軟弱地盤であり、多くの活断層に囲まれていることから、地震に対する防災対策の強化が必要と考えます。私たちが注意しなければならないのは、冬期の対策です。地震の揺れでは生き延びても、寒さで命を落としてしまう可能性があります。これらのことも念頭において、地域の特性にあわせた防災対策を検討していくことが必要です。執行方針で「冬期間を想定した防災訓練の実施」、「災害備蓄品整備計画」の充実などがうたわれており、ともに安全安心なまちづくりを進めていく立場で、以下の点について質問をいたします。

1、冬期間の災害では低体温症・凍死が脅威となります。冬期間を想定した防災訓練の具体的な内容をお聞かせください。また、大規模災害の場合、災害支援の要請をすることになるとは思いますが、救援が到着するまでの対応についてどのように考えているかお聞かせいただきたいと思ひます。

2、「南幌町災害備蓄品整備計画」に基づき災害備蓄品等を整備していると思ひますが、国の防災基本計画では計画作成段階において、女性の参画を推進し、女性の意見を反映できるよう配慮するものとされています。次期計画策定に向けて町の考えをお聞かせください。

3、町内にはグループホームの利用者など介助を必要とする方々があります。そのような方々はどのような災害時も、直接「福祉避難所(あいくる)」に避難できるようにすべきと考えますが町の考えをお聞かせください。

議 長
町 長

町長。

安全安心に暮らせる災害対策についてのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、冬期間に発生した災害により、町民の避難が必要である状況を想定し、関係機関にご協力いただき、改善センターで避難所設置運営訓練を実施したいと考えています。訓練の内容については、停電対策訓練、備蓄資機材の機能性確認・動作訓練のほか、町民の方に段ボールベッドや間仕切りテントの設置をしていただき、冬期間の避難所生活を体験することで、防寒対策や日頃ご家庭での備蓄品に対する意識の向上と自助・公助・共助に対する考え方を広く共有したいと考えています。

また、自衛隊への派遣要請などについては、人命及び財産の保護のため必要がある場合に、北海道を通じて派遣要請することとなりますが、人命救助となれば、自衛隊の到着を待たず、早急に対応する必要があるため、町が消防、警察と連携・協力して、救助活動を行うこととなります。

2点目のご質問については、「第3次南幌町災害備蓄品整備計画」に基づき女性用衛生用品等を整備していますが、次期計画策定に向けては、アンケートや防災出前講座などで広く町民の意見を聞き、災害対応における女性の視点を取り入れてまいりたいと考えています。

け数多く発生して、研究者の中ではこの地震災害に対する見直しをしなければならぬということを提言していたと。しかし、なかなか行政はそれで動かなかつた。結果、今日のような大きな地震が起きて、初動も遅れ、様々な問題が今指摘をされているという実態にあるわけです。

そこで今、国をはじめとして言われているのは、この5年に1度とか、いろいろこの見直し計画はあるんだけど、適時に必要な見直しはきちっと行うべきだということが提言をされています。その立場でお伺いいたしますが、冬期間の地震が南幌で起きた場合にはどういう状況になるかというふうに想像しなきゃならないというふうに思うんですね。能登半島で240数名の方が今のところ亡くなられておりますけれども、この死者数のうち、何とですね、1月1日という季節柄もありますけれども、低体温症による死亡は16%です。ご存じのように能登半島での気温はまだ、プラスの気温ですよ。そういう状況でも、低体温症による死者が16%もいる。南幌で同じ時期に、このマイナス気温の中で、雪の中災害が起きたら、じゃあどういうことが起きるのかということになると思うんです。私も登山などをして指導者からよく言われたんですけども、低体温症というのは大体15度以下になると低体温症の危険があるから、登山中でも体を濡らすとか、いろいろ注意を受けながらやってきました。マイナス気温になると、大体ですね、北海道の人方は、本州の人方と比べて家の中を非常に暖かくしているもので、着ているものについては、向こうの方よりも非常に薄着だということが普段言われていますね。そういう状況のもとで、風速3メートルぐらい、気温がマイナス5度。こういう状況に、この被災の時に投げ出された時に、地震に直接被害がおかれなくても、低体温症や凍死などによる死亡の率は、3時間から10時間以内。よく言われる72時間という、この黄金の壁と言われるこの72時間という救助活動では、到底間にあわない。こういう厳しい状況のもとで災害活動を行わなきゃならないということなんです。ですから、そういうことを想定して防災計画ができていのか。家が破壊されて、そこに住めなくなるような方々もいるかもしれないけど、寒さに耐えて、それによるために避難場にも駆けつける。避難場はそうした低体温症になりかけの方々を、たくさん来る方にね、まず体を温めることをどうするのかということなども考えなきゃいけない。事細かにそうした想定をした上で、計画をしていくということが大事だというふうに思うんです。ぜひそういった形を取っていただきたいというふうに思うんです。

そして何よりも、ここは町長もおっしゃられているように、自助・共助・公助という形です。防災こそまさにこうした形で取組が進まなかったら守れないですよ。まず自らどういう普段の備えをするのかということが大事なことだというふうに、私も思っています。しかし、最終的には避難場に駆けつけて、そして人の手を借りて、町の力も借りて、命を守っていかざるを得ない。そこにやっぱり町民の安心感がないとですね、やっぱり町政として、安心してこの町で住ん

移す。こういう形なんですよ。今の形でいうと。これ無駄でしょう。もうはっきりしているんだから、直接福祉避難場への避難をするというような形で、現地のですね、やっぱり施設ともきちんと防災計画、避難計画を立てるということが重要だというふうに思いますが、この点について質問いたします。

それからもう一つ、何といたっても南幌は軟弱地盤です。避難場に行っても安心して暮らせるだろうか。今、能登で言われているような様々な問題が起きてこないかというような、不安に思っている方がたくさんいると思うんです。今、能登のほうでもですね、この災害で何が一番困るか。長期にわたる水道、水が供給されない。これが非常に問題だということが言われています。そこで、国はですね、こうした状況をもとに、国土強靱化計画基本計画というのをですね、各それぞれの自治体に対して示しているわけです。これも出ていますけれども、この中に、水道施設については2028年までに60%を耐震化率にするという目標が掲げられていて、北海道では大体平均40%を超えています。東京などは地震が起きるかどうかという大きな地震の構えがありますから、神奈川なども含めて、そこは80%を超えていますけれども、いずれにしても、この耐震化というのは今極めて重要な課題ですし、南幌のように地盤が軟弱な所であればですね、なおさらここに注意をしなければならぬというふうに思っているんです。ところが南幌のやつを調べてみました。南幌の水道の耐震化率は1.8%です。1.8%というのはどこをやっているのかわからないですが、もしかすると、指定避難場所になっているような所も、この耐震化率では対応できていないのではないかという不安も残るわけです。こうした基本的なところをですね、きちんとやっていくということが必要だというふうに思います。またこれは町だけではできませんので、それはやはり関係機関と議論していかなきゃいけないというふうに思うんですが、まず自助の関係でいうと、ちょっと長くなりますが、何といたってもですね、こうした現状、南幌は軟弱地盤で震災後、被害も地震が起きた場合に起きるかもしれない。被害が大きいかもしれない。その被害の大きさは、道路とか水道に出てくるわけです、地質上。これは指摘されています。防災のところからね。私も道路ふちに家がありますけれども、大きな車やダンプが通ると、通るたびにもう家が大体震度1ぐらいの振動を受けるというような地盤構成になっていると。ですから、そうしたことも踏まえて、防災ということはどういうふうにするか。南幌では現状そういう形になっているよと。水道も残念ながらそういう状況だから、従って、自立する町内会やなんかでもいろいろ考えていく上で、そういうことも検討しながら防災計画も防災対応もしていくというようなことを、逆に町民の側にも訴えていかなきゃいけないというふうに思っています。

それでですね、2番からちょっと飛んでしまっていますが、この南幌町の災害備蓄品整備計画についての回答がですね、アンケートなど、防災出前などで町民の意見を広く聞くというふうになっていますが、これは私の質問に答えていないと思うんです。これ今問題になっている

のは、どの分野でも、どの分野にでもですね、この災害対策のスタッフの中に女性を必ず入れる。できれば3分の1を入れる。3分の1を入れるというのには理由があってですね、ガイドラインの中にもちよっと出ていましたけど、言葉が難しかったので要約しましたが、ポジティブアクションというふうに言うらしいですが、積極的改善措置ということで、構成されるメンバーの中の3割を超えれば、発言権が無視されないという存在だそうです。その団体の中でね。従って、防災計画やなんかの中にもですね、必ずスタッフの中には女性を入れるということが、今防災関係の中では常識化している考え方です。ですから、町民の意見を聞く、アンケートを取るということはそのとおりでいいと思うんですが、それを進める側の町の体制の中では、必ず女性を入れてですね、女性の細かな意見を聞きながら、防災計画の用品も揃えていっていただきたいというふうに思うんですが、再び町長の答弁を求めます。

議 長
総務課長

総務課長。

私のほうから、災害備蓄品整備計画の関係でお答えをさせていただきます。現状の本町の災害備蓄品計画における考え方でございますけれども、北海道が公表してございます、地震被害想定調査結果におきまして、本町に影響を及ぼすと考えられます石狩低地東縁断層帯支部の地震による避難者が941人とされていますので、それらを踏まえて対象人口を1,000人としてございます。その対象人口1,000人としての食料品の備蓄というような考え方の中で、現在の災害備蓄品計画を策定しているというような考えのもとでございまして、理解をお願いしたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

それでは私のほうから、湯本議員の再質問に対してお答えをさせていただきます。

いろいろご指摘をいただきましたけれども、現状について少しお話をさせていただきます。女性委員の登用でございますけれども、現在の防災会議の委員でございますけれども、これは条例で定められておまして、現在、国の職員、国交省ですね。国交省、いわゆる札幌開発建設部。また、道庁、それと自衛隊、または警察、そして関係機関として、NTTや北電、そういう方々にお集まりをいただいて、いわゆる充て職という形になっております。これについても、湯本議員より言われるように、女性委員の登用が図られるべきではないかということでございます。この充て職に加えて、女性委員の登用、参画がどうかということについては、検討してまいりたいと思います。それと全然声を聞いてないんじゃないかということでございますけれども、私どもとしましては、いろんな形で、町の広報ですとかそういうものについても周知しておりますし、またこれから、アンケート調査、そして出前講座なども実施して、その声を反映していきたいというように考えてございます。町としては、できることをやっていこうという考えでございまして。

それと、グループホーム、福祉避難場への受け入れの関係でござい

われております。当然行政だけでは乗り越えることができません。町民・地域の方のご協力がなければ、乗り越えることができません。そういったことで、現在進めております地域の自主防災組織の設立、こういうものにもまた地域にご理解いただき、そして、自助・共助・公助が図られますよう、そういったことで安全安心に暮らせるまちづくりを進めていただきたいと思いますので、ご理解をいただきます。

湯本議員

すいません。一つだけ、一番最後にですね肝心なことがありましたのでお聞きします。

議 長

湯本議員。質問漏れならいいんですけど、答弁を求める前に、先に通告していなければ、なかなか出ないと思うんですけども。

湯本議員

いや、先ほどの回答に対する。

議 長

そうですか。はい。

湯本議員

ちょっとごめんなさい。先ほどの答弁、先ほどというかその前のですね、答弁で漏らしてしまいましたので申し訳ありません。

ガイドラインによると、要支援者ですね、要するに。福祉避難場所に対する避難は在宅というふうに言われたかというふう思うんです。それはガイドラインはガイドラインでいいんですよ。ガイドラインで。でも漏れているところがあるじゃないですか。福祉施設が独自につくるんだって、例えばゆうとかはね、全部自分たちで被災になった時には自分たちがどういうふう避難するかということが計画されています。今度名前を出しますけど、僕がやっているグループホームのなかまは、町のほうからも、水害の時にはぼろろに行ってください、地震の時にはスポーツセンターに避難してくださいという形で受けて、自分たちもそういうふう思っている。だけどそこで生活している人方は、介護度3とか5とかになると、南幌もたくさん介助を受けなければもうできないということがはっきりしているんですよ。ただこの人方は、この規定からいったら抜けちゃうんですよ。でもね、ガイドラインというのはあくまでも指針を示しているだけで、それをどう適用するかというのは、それぞれ町の独自の解釈、独自の判断ができるわけですから、ぜひ漏れないようにですね、全ての人方をやっぱり救う、受け入れると。もしそういうところがあるんなら現地をちゃんと見てですね、避難の仕方についても検討していただきたい。行き場がないんだから、ぜひお願いしたいと思います。

議 長

要望でいいですね。

(はいの声。)

以上で、湯本 要議員の一般質問を終わります。

次に、4番 熊木 恵子議員。

熊木議員

高齢者の生きがいづくりについて、町長に質問いたします。令和6年度、執行方針は6つの目標を掲げています。そのどれもが、町民の将来にわたっての生活に欠かせない重要な目標であると思います。その中の、すこやかな毎日を支える健康づくり、誰もが安全に暮らせる安心づくりについて質問します。

高齢者福祉について「第9期南幌町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」案が示されました。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康

で自分らしい生活を送ることができるまちを目指すとして、施策が掲げられています。まちで取り組まれている健康推進事業や、高齢者の居場所づくりとなる老人会やカフェサロンなど、誰もが高齢になっても地域とかかわりながら人生を豊かに過ごしていけるよう支えあうことが必要です。それにはお互いに声を掛け合って参加を促すことが今以上に必要になってくると考えます。地域の会合や、イベント等に参加したいと思ってもらえるような工夫が必要ではないでしょうか。外出の機会を創出し引きこもりや孤立者を出さないために具体的な施策を伺います。

議 長
町 長

町長。

高齢者の生きがいがづくりについてのご質問にお答えします。

本町では、地域の高齢者が気軽に集える「カフェサロン」のほか、「高齢者いきいき健康マージャン」や「男の料理教室」、教育委員会が実施している「さわやかカレッジ」、社会福祉協議会が実施している「ボランティアフェスタ」や「ひだまりサロン」など、様々な生きがいがづくりの場を提供しており、参加される方も増加しています。

第9期介護保険事業計画策定のために実施した、65歳以上の高齢者の日常生活圏域ニーズ調査では、「趣味又は生きがいが思いつかない」や「地域での健康づくりや趣味のグループ活動に参加したくない」などの回答が3割程度ありました。

高齢者の閉じこもりや孤立は、その方の人生経験や価値観、さらに身体的・精神的な要因が大きいことから、「南幌カフェサロン学習交流会」による意見交換会や高齢者が関心や興味を持てる事業の拡充を検討し、外出機会の創出に取り組むとともに、高齢者と認知症への理解や寄り添い方を学ぶ講座などを実施してまいります。

議 長
熊木議員
(再質問)

4番 熊木 恵子議員。

第9期介護保険事業計画、この高齢者福祉計画案では、住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしい生活を最後まで送ることができるまちを基本理念として、実現に向けた取組をすることが示されています。ただいま町長にご答弁いただきましたが、町で取り組まれているカフェサロンをはじめ、男の料理教室など様々な生きがいがづくりの場を提供し、参加されている方が増加しているということは、今まで継続し、そして工夫を重ねていることに敬意を表します。

しかし、各地域の老人会の、例えば老人会ですけれども、参加者は減少傾向にあるように思います。健康上の問題もありやむなく退会する方や、自分で会合の場所まで行くことができなくなった方、そういう方も理由にあります。比較的若い会員さんがいる地域では、車に乗り合わせるなど工夫しているところもありますけれども、やはり限界があります。あいる一とをもっと気軽に利用できるよう、高齢者への減免措置などを考えることも必要ではないでしょうか。昨年私の質問のご答弁で、検討されたことにより、4月からの回数券や町のイベント時に運行など、改善されたということは町民皆さんにとっても大変よかったと思います。70歳以上を100円にという提案を再度させていただきたいと思いますが、町長の考えをお聞きします。

また、老人会の会合では、保健師さんに来ていただき、健康のアドバイスや、季節の行事を楽しむなど、それぞれの老人会等で工夫されています。出前講座など、積極的に取り入れてもらえるような働きかけを行うことで、社会につながる喜びやまちの活性化で話題になっていることに関心を持っていただくことが必要かと思えます。高齢者がかつて活躍し、町の発展に大きく寄与してきたことをみんなで讃え、それぞれが果たしてきた役割に敬意、リスペクトをすることが必要だと思います。それらについて、今後の施策があれば伺います。

また、孤立者を出さないことが喫緊の課題だと思います。お一人暮らしの方が不幸にも亡くなられて、発見された例も見られます。農村部では、転居し、空き家になっている地域も増えていることから、以前のような隣近所の関わりが残念ながら減少している状況かと思えます。地域担当職員との関わりなど、今後ますます重要になってくるかと思えますが、町長としては、これらのことについてどのように考えているか伺います。

また、保健福祉課、社会福祉協議会が各事業を取り組まれていることは、先ほどの町長の答弁で述べられましたが、カフェサロンの取組が現在町内7か所で実施され、高齢者だけでなく全世代の方を巻き込んだ取組は、それぞれのサロンが独自に楽しい企画で進められております。サロンを開設されていない地域に、行政のほうから声をかけて開設できるようにならないのか伺います。先日、私たち総務常任委員会では、鶴城地域のカフェサロンを訪問いたしました。その中で、大変貴重な意見等を伺うことができました。その高齢の方は、カフェサロンを楽しみにして来られて、そこに参加していて、農村部で今実施しているのは、この地域だけだけれども、かつては農村地域の交流がすごく多かった。だからこういうカフェサロンが各地域にできて、交流することができればいいなと思っているという、率直な感想を述べていただきました。

先ほどの町長のご答弁で、高齢者と認知症への理解や寄り添い方を学ぶ講座ということが示されましたけれども、これは具体的にはどのような内容かをお聞きします。

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。再質問に対しまして、答弁が前後する場合がありますので、ちょっとご容赦いただきたいと思えます。現在行っております、生きがいつくり事業でございます。カフェサロン、健康マージャン、料理教室、ひだまりサロン、さわやかカレッジ、いずれもコロナ禍が明けまして、非常に参加者が増えている状況でございます。特にカフェサロンにつきましては、現在7か所でございますけれども、やはり地域のお年寄りの活性化ということを考えれば、今後さらに増えていただくことを期待しているところでございます。それで、声かけや事業の参加促進でございますけれども、現在は様々な機会を通じまして潜在者の情報収集や、口コミ、チラシの配布などで事業の勧誘を行っております。例えば、カフェサロン、学習交流会の意見交換会の中で、なかなか腰の上げにくい、男性

議 長
町 長
(再答弁)

参加者の方々に対する潜在者、または参加しやすい環境づくり、または一旦参加したんですけれどもその後参加されなくなった方々の動向などについて、できる範囲でそんなことで意見交換をしております。

参加促進に向けた新たな工夫でございますけれども、特段新たな取組は考えておりませんが、現在いろんな事業を行っております。かなり回数も内容も多いのかなと思っております。そういった事業の充実、これらを図りまして、また出前講座や健康教育において、さらに事業に参画していただける方を募っていきたいというように考えてございます。

また、引きこもりとか孤立者の関係でございますけれども、何かを行えば引きこもりや孤立が防げるというものではなかなかないのではないかと思います。先ほど申し上げましたように、本町では保健福祉課、教育委員会、社会福祉協議会などを中心に、高齢者を支える事業や生きがいづくり事業を多く行っております。これらの事業を充実してまいりたいというふうに考えてございます。

それと外出の機会の創出ということで、あいる一とのお話をいただきました。あいる一とは、令和3年10月より運行しているものでございます。新年度より、新たに回数券の導入、それとイベント開催時の試験運行、さらに介護認定者の介添人の料金割引という形で実施させていただいて、高齢者の外出機会の創出につなげていきたいというように考えてございます。そうしたことから、カフェサロンや高齢者向けの事業におけます特別料金や割引については考えておりませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

4番 熊木 恵子議員。

ただいま答弁いただきまして、カフェサロンとか町がやっている事業については、私も高く評価しています。それで、最後のあいる一との利用料金については、これは今後も引き続き要望していきたいと思っております。先日行ったカフェサロンでは、おうちの方がいらっしゃるところは送ってきて、帰りは乗り合わせて帰ったり、あいる一とを利用したりということでした。今、この問題だけでやるわけではないんですけれども、料金を下げることによって、町にもやっぱり予算があるのでということでの、前回のご答弁でした。だけれども、私は高齢者がどんどん外に出るということを奨励する意味で、料金を引き下げることで、利用する回数が増えるということが、やっぱり町にとっても町の活性化と、それから高齢者がこの9期の計画にあるように、住み慣れた場所でいきいきと暮らしていけるということに大きく役立つと思います。ですからこれはやっぱり引き続き、皆さんの声を届けていきたいと思っておりますので、今後もこういうことについては質問したいと思っております。

それから、今、出前講座のこととか地域担当制のことも、先ほど質問いたしました。町でもいろいろ取り組んでいると思うんですけれども、やっぱりもっと積極的にやるべきではないかなと思っております。

それから、この調査のアンケートの中で、引きこもりというか、なかなか人と関わり合いたくないとか、もう出不精になったんだよねと

議 長
熊木議員
(再々質問)

いう人が確かにおります。その人方に何とか参加してもらえようような工夫というのは、今まだ沢山ないようなんですけれども、やっぱりそれをみんなで生み出していくということが、ますます必要になってくるかと思えます。先ほども申しましたけれども、やはり外に出ないで不幸にして亡くなって何日か経って発見されたということは、それは本当に防いでいきたいなと思えます。

高齢化社会、先ほどの質問にもありましたけれども、どんどん高齢化していく中で、元気な高齢者をつくっていくということが、町の大きな役割ではないかなと私は思います。ですから高齢者が、高齢者高齢者というばかりではないんですけれども、自分たちが今まで町の発展に寄与して、いろんな形で活動に貢献してきたその方たちの苦労とか、それを親身になって学んだり讃えるということによって、その方がこの後生きていくというその社会の中で自分をもっと自信を持って生きていっていいんだということにつながっていくと思うので、そういうことは町としても、また隣近所の町民としても、それらを普段から日常不断にそれを取り入れていくということが、すごく大事なことでないかなと思えます。ですからそれを町の、今いろんな行事をやっていますけれども、そこの根幹に据えていただきたいなと思っています。

それで、再々質問の中でお聞きしたいのは、地域リハビリテーション活動事業の活動実績について伺います。これは地域の老人会とかカフェサロンとかにも出向いて行って、支援されている事業だと思えますけれども、その実態と、それから今後の普及計画というか、その辺についてもお聞きします。また今、あいくるで実施している事業を地域に出向いて行くことができないか伺います。例えば、会場のこととか人員のこともあるんでしょうけれども、快足シャキッと倶楽部などは、前にも一度質問したんですけれども、今まで週2回行っていたのが、すごくたくさんの方が応募しているということで週1回しかできなくて、高齢者で一人暮らしの方は、週1回その時だけ外に出て、おはようとかさようならとかって声をかけることができる。何とか2回に増やしてほしいという声があります。また、出向いて行って、あいくるとか夕張太のふれあい館とかに行き活動するということができない方にとっては、そういうものに触れてみたいという思いがあると思います。そこで、老人会であるとかその地域の会合、それからカフェサロンとかにもそういう機会をつくることができないのかどうか、それを伺います。

また、執行方針の中でうたわれている高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、知識や経験を社会に還元しつつ、自主的・主体的に学ぶことのできる高齢者教育とあるんですけれども、それは具体的にはどのようなことなのか、その内容についてお聞きします。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長。

ご質問のありました地域リハビリテーション活動支援事業と、快足シャキッと倶楽部についてご説明いたします。地域リハビリテーション活動支援事業ですが、こちらは老人クラブや、あるいはカフェサロ

ン、あとは地域の集まり、出前講座でもこの事業は開始できるわけなんですけれども、内容としましては、リハビリの専門職や歯科衛生士など、あと体操の方、指導員などを派遣しまして、フレイル予防ということで知識と、あと実際に運動を取りまぜながら、介護予防事業を取り組んでいる事業でございます。こちらにつきましては、要望のあったところで調整しまして、推進しているところでございます。例年こちらのほうは好評を博しておりまして、コロナで一旦少ない事業展開となったこともありますが、令和5年度は10件ほどの見込みとさせてもらって、事業展開をしております。

また、快足シャキット倶楽部ですが、現在あいくるでは、以前当初は週1回でしたが、現在は週2回の展開で実施しております。また、ふれあい館につきましては週1回実施しております。令和5年度の見込みとしては、112回の開催、延べ人数1,850人の見込みをさせていただいております。こちらにつきましては、ご要望の高い事業でございますので、継続して行っていくつもりでございます。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

それでは私のほうから、再々質問にお答えをいたします。あいる一との関係でございますけれども、これはやはり事業収支というものが、当然事業をする場合はあるわけで、それを踏まえて実施をしております。これは事業当初からそういうことで進めてきたものでございます。また、現在乗り込み調査を職員でしております。新たなニーズについて、やはり適時確認をしていこうというものでございます。それと料金につきましては、やはり利用者からは低いほうは当然越したことがないわけでありましたが、私のほうとしては、現状の利用料金、これについてはおおむね町民に理解をさせていただいたものということで私は感じております。

また、出前講座、地域担当職員制度でございます。今までコロナ禍を言い訳にするわけではありませんけれども、なかなか極端に実績が上がっていているものではございませんが、これも相手があることで、行政のほうで押しつけて実施するというにはなかなかならないわけでございます。これにつきましても、現状の制度の理解促進、また制度で改善すべき点があるとしたならば、それらを改善しながら町民の皆さんに使っていただけるような制度にしていきたいというように考えてございます。

最後に、自主的に高齢者が学ぶ教育でございますけれども、これにつきましては、生涯学習のサポーター事業、またはさわやかカレッジ、こんなようなものをですね、新規参加者を取り込みながら充実をさせていきたいというように考えてございます。全ての答弁にちよっとなったかどうかわかりませんが、ご理解いただければと思います。

熊木議員
議 長
熊木議員

1点だけあります。

答弁漏れですか。

はい。先ほど質問して、再々質問の時に確認しなかったんですけれども、カフェサロンが今現在町内で7か所、それで農村地域では1か所だけということで、町のほうで実施されていない所に、その地域の

ほうに出向いてこういうことをやってはどうですかというようなお誘いとか、そういうことは今後もしていかないのかどうか、その1点だけ確認させてください。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長。

カフェサロンの開催箇所の増加に伴う推進なんですけれども、こちらにつきましては、現在社会福祉協議会に委託をしております、そちらのほうからまだその地域で行っていない所には推進しているということで聞いております。今後もそのように進めていくつもりだと思います。

議 長

13時まで、昼食のため休憩をしたいと思います。

(午前11時47分)

(午後 0時59分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前に引き続き、4番 熊木 恵子議員。

熊木議員

西田教育長には初めて質問させていただきます。学校教育の推進と社会教育施設の充実について。

令和6年度教育行政執行方針では、町民一人ひとりが自らの学びを充実させ、豊かな人生を送るために、あらゆる機会、あらゆる場所において、生涯を通じて生き生きと学び続けることができるよう、家庭、地域、学校、行政が一体となり教育振興の充実・発展に向けて取り組んでまいりますと述べられています。そこで、以下について伺います。

1、児童生徒を取り巻く状況は、現在の小学校6年、中学校3年という学年段階の区切りが導入された昭和20年代前半と比較すると大きく変化し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす「中1ギャップ」が顕在化するといわれています。小中一貫教育について保護者への説明など具体的に町民に示すことが必要と思いますが、教育長の考えを伺います。

2、生涯学習センター「ぼろろ」を拠点に、心身ともに健康で文化的な生活を送ることができるよう世代を超えて学びあう学習環境を整えていくことが示されています。コロナ禍の影響もあり、郷土芸能や団体の活動に参加する町民が減少していますが、「ぼろろ」を拠点とした町民誰もが気軽に安心して利用できる施設として環境整備が必要ではないでしょうか。ロビーの展示スペースは多くの町民が創作活動の展示として活用されていますが、さらに利活用しやすい工夫をする考えは。

3、「ぼろろ」は児童生徒の学習の場としての活用や、交流スペースを確保することにより世代間交流もできると思います。図書室は多くの方がかけがえのない学習の場として利用されています。更なる活用の場として図書を選択するときの利便性を考えた椅子の配置や、くつろいで図書室で過ごすことができるような雰囲気づくりも効果があると考えますが、「ぼろろ」図書室の一部をくつろげる居場所づくりとして環境整備をしてはいかがでしょうか。教育長のお考えを伺います。

議 長
教 育 長

教育長。

学校教育の推進と社会教育施設の充実についてのご質問にお答えし

ます。

1点目のご質問については、小中一貫教育では、学力と体力の向上、ふるさと南幌を大切に想う心を育てる教育活動の実践、小学校から中学校への移行時に生じるストレスや学習の途切れを減らし、よりスムーズな教育課程を提供することを目指しています。また、地域社会と学校が連携することにより、より豊かな学習環境を提供することができるため、保護者、地域住民への情報発信を行い、学校への関心を高め広く理解を求めてまいります。

2点目のご質問については、現在、生涯学習センターのロビーでは、少年団や部活動の待ち時間に宿題をする小中学生の利用や、読み聞かせサークル、個人の作品など活動の発表の場として活用いただいています。今後は、さらに文化サークルや小中学校などの利用が広がるよう、サークルなどへの呼びかけや広報での周知を行ってまいります。

3点目のご質問については、図書室では、人目を気にせず、読書活動や学習活動ができるコーナーやDVDなどのAV資料の視聴、本を手に取りやすい特集展示の開設など、いつでも気軽に立ち寄れる図書室として利用いただけるよう、既存施設を活用した取組で対応してまいります。

4番 熊木 恵子議員。

議 長
熊木議員
(再質問)

ただ今のご答弁で、保護者、地域住民への情報発信を行い、学校への関心を高め、広く理解を求めていきますと述べられました。教育長の理念に沿ったものと受け止めました。

1番目の小中一貫教育は、現在の校舎を生かし、緩やかに進めていく方針であるということが、先日全員協議会の中で語られました。南幌で育つ子どもたちを地域ぐるみで応援していく、地域を巻き込んだ教育が必要だと思いますけれども、教育長としての思いを伺います。

昨年の秋ですかね。中学校で、中学校の学校祭なのか、合唱とかが発表があったんですけども、その時に小学校6年生が先生と一緒に見られていました。そこで、中学生の先輩の行動を見ていた子どもたちがやっぱりすごく感動してその場にいたのを思い出されます。で、小中一貫教育、本町の場合は新しく校舎を建てるのではなくて、今の施設を利用しながら緩やかに進めていくということでしたけれども、やっぱり地域全体でも、大切な子どもたちを見守っていくという意味では、町民に大きく開かれていくということが本当に必要かと思います。そこで、教育長はどのようなお考えを持っているのか、どういうことを工夫していこうと思っているのかをお話していただきたいと思えます。

また、コミュニティ・スクールは今までも取り組んできているんですけども、今年度の計画があれば伺います。

また、環境整備についてですけども、現在ロビーの活用について、先ほどご答弁いただき、利活用が広がっているということに安堵しました。そこで、ロビーは現在、展示スペース、テーブル、椅子が置かれていますけれども、もう少し工夫をして、先ほど答弁にあったよう

に、学生、子どもたちが部活動の合間とか、持っている時間とかにも利用しているということだったので、もう少し居心地のよいスペースにできないか。例えばパーテーションで区切るだとか、今置かれている椅子とかテーブルを、もう少しいいものというか、何かそういうものに変えられないのかと思います。そういうところにやっぱり投資をしていく、子どもたちを見守っていくということには、大きな役割を果たすのではないかと考えますが、この点についても伺います。

3番目の図書室のことですけれども、図書室は本当に多くの方が利用しています。新年の新春の図書を利用する方に、セレクトした、選んだものを、喜ばれて活用されている方とか、いろいろ取組も今されています。図書室が、元々は旧小学校を利用しているということから、なかなか普通の図書館とかとは違って、その空間を利用しているということで、なかなか利便性に乏しいように思います。何となく温かみに欠けるような気がするのは私だけでしょうか。だからそういう意味では、もう少し温かみのある環境に整えることにより、さらなる活用が期待できるのではないかと思います。

町長の町政執行方針の中で述べられている、地球温暖化の進行や気候変動の影響により、熱中症のリスク等に対応するため、公共施設の一部をクーリングターミナルとは書いていないんですけれども、気軽に利用できるスペースとして開設していくと述べられていますけれども、図書室の一部をもっと自由に利用できるような環境整備をしていただけないかと思います。図書室は原則おしゃべりはしない、それから音をなるべく立てないというような使用条件というか、そういう形になっていると思うんですけれども、開放して利用してもらうためには、ある程度もう少し自由な雰囲気を使える、そういうような工夫ってできないのかどうか。その辺も、先ほどの教育長の答弁では、いつでも気軽に立ち寄れる図書室をというものは、やっぱりその町民にとっては、よりよい知識・文化・教養・交流の場としてふさわしい場所づくりとして、本当にかげがえのないものになると思います。既存施設を活用した取組で対応していかれるということですので、例えばその備品を増やしていくとか、今後の取組の中でそのようなことは考えておられるのかどうか伺います。

議 長
生涯学習課長

生涯学習課長。

それでは私のほうから、まず、コミュニティ・スクールの取組についてということでお答えさせていただきます。これまで、小学校・中学校におきまして地域と連携した教育活動のほうは、これまでもずっと進めてきております。令和6年度の取組といたしましては、基本的には、これまでの取組を基本に進めていくということで、代表的なものとしまして、食育の活動でございます。小学校3年生から畑作体験に始まりまして、4年生でバケツ稲学習、5年生では稲作体験学習と。そして中学校に進級した後につきましては、農作業体験等ですね、キャリア教育の部分になりますけれども、そちらのほうを進めていくような形となっております。

続きまして、ロビーの活用でございます。こちらにつきましては、

現在基本的に展示スペースとなっております。ただ、教育長のほうから答弁がございましたけども、小学生・中学生の少年団活動、部活動の合間の宿題等のスペースとして、有効活用させていただいております。また、教育委員会としましては、ひな祭りであったり、こどもの日、七夕などの季節にあわせた展示や、図書室と連携し、子どもたちの工作の作品展示などを行いまして、今後も生涯学習センターが気軽に立ち寄っていただける施設となるよう、取組を継続してまいります。

議 長
教 育 長
(再答弁)

教育長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。1点目、小中一貫教育の部分について、地域を巻き込んだ教育活動が必要ではないかということでした。この件に関しまして、一つの取組としてコミュニティ・スクール、学校運営協議会を運用しながら、まず地域の参加を促しているというところが一つございます。コミュニティ・スクールの役割としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、その中でうたわれておりますが、1点目、校長が作成した学校の基本方針を承認すること。2点目、教育委員会や校長に学校運営に関する意見の申し出ができること。3点目、教職員の任用に関して、任命権者に意見を申し出ること。この3つが役割と出ております。それでこの学校運営協議会のメリット、これを活用することによるメリットとして、このようなことがよく言われておまして、南幌町でもこれが当てはまるかと思えます。1つ目が学校側のメリット、一つが地域の意見が集めやすくなるということ。学校運営改善に向けての協力体制が組めたり、学校の改善点が第三者視点で得られたり、学校の困りごとや課題に目を向けてもらえたり、学校の理解者が増える、ボランティアの参加人数が増える、学校側にとってはこのようなメリットがございます。地域側のメリットとしましては、地域から学校への意見が通りやすくなる、地域の困りごとや課題が学校に伝わりやすくなる、地域の将来の課題に対して問題解決の糸口になる、子どもたちへの教育が改善される、地域全体で子どもを見るという意識につながっていく、地域の交流が活発化し魅力ある地域になる、困った時に助け合い、支え合いができる人が増える、挨拶が増加する、地域同士の知り合いが増える。このようなメリットがあるということで、動いておるところです。地域全体を巻き込んだものの一つの取組として、このコミュニティ・スクール、学校運営協議会を活性化させた中で達成させたいというように考えております。

3点目、図書室の活用の部分についてでございます。熊木議員のほうからありましたが、図書室の利用に当たっては、目的が読書のための空間であるということです。まずこれを第一に考えたいと。それで、周りの人の妨げにならないことが、このような時には大切なマナーになると考えています。よって、談話だとか交流については、ぼろろのロビーでお願いしているというのが現状でございます。図書室にはエアコンが設置してあることから、昨年度の猛暑時にはエアコンで涼みながら、読書や学習に活用する利用者の実態がありました。その

議 長
熊木議員
(再々質問)

ような実態を受けまして、今年度も猛暑がないとも限りませんので、涼みながらの読書だとか、学習の利用について町民に周知してまいりたいと考えます。

4番 熊木 恵子議員。

ただいま答弁いただきまして、コミュニティ・スクール、地域でのメリットと学校側のメリットということで、細かく答弁いただきました。地域からのメリットというのと、やっぱり今も昔も変わらないと思うんですけども、地域で子どもたちを守っていくとか育てていくとか、その中に本町でもやっているせわずき隊、せわやき隊という形で、登下校を見守るということも含まれていると思うんですよ。それから学校の稲のこととかも先ほど、それはやっぱり南幌の特性を生かした地域の産業とか、農業を生かした形で小さい時からそういうことに触れていくってことで、やっぱり豊かな人間に成長していくということが、つながっていくのかなと感じました。

それで、保護者に対してその小中一貫校の今後の進め方というのは、順番にやっていかれると思うんですけども、今年度はどういう形で具体的には進めていこうとしているのか、それをちょっと1点伺います。

それと、コミュニティ・スクールのことについては、先ほどの課長のご答弁でわかりました。

それと、環境のところ、図書室の利用というところで、クーラーがついている所は奥のほうだと思っんですけども、そこも先ほどの答弁のように、読書をするための居場所ということになると、今までのようにやっぱり声を立てないとかという形になるとすれば、公共施設をそういう形で活用してもらおうというところからは、読書をする人以外はそこを活用できないのかというふうにならないのかと思います。ですから、全部が全館が、冷房が効いているというふうでもないですよ。効いていますか、そうですか。ある程度仕切りを設けるとか、なんかそういう形で、ちょっと緩やかに、ここまでは利用する時に大きな声を出さないとか、そういう最低限のルールさえ守れば、もう少し自由に使えるという本来の目的になっていくのかなと思うんですけども、その辺は再度検討してもらえないかなと思います。せっかくクーリングターミナル、昨年が本当に40何日間も30度以上の温度が続いて大変だったということから、町長の執行方針の中でも公共施設を利活用という形で取り上げているので、それはやっぱり町民としても、すごく大いに関連することだと思うんですよ。その中の一つに公共施設でぼろろもありますから、そういう形での改善をできないものかなと思いますので、再度ご答弁をお願いします。

それから環境整備のところ、先ほどロビーの所は今テーブルとか椅子、丸いのかを置いているんですけども、その辺はもっと増やすような計画があるのかということと、以前、コロナの前はウッドプールとかがあって、子どもが遊べるような所がありましたよね。あれは今コロナでいろいろ触れるので使われていないかと思うんですけども、今後そういうのがもう1回置くような形になっていくのか、それ

を、1点伺います。

それから図書室が、今図書を選ぶ時に、窓側の所には学習もできるように、机と椅子が置かれています。私も時々行くんですけども、何冊か選んだ時に、その置く場所というか、これを3冊も4冊も選んだ時に、ちょっと座って選びながら、やっぱりこれはまた戻すとか何とかってというようなことを自分します。そういう時に、やっぱりそんな大げさな椅子とかではなくていいんですけども、ほかの近隣の図書館とか図書室をちょっと視察しましたら、やっぱり程よい一人掛けの椅子が書架の間の所に置いていたり、ちょっとゆったり休みながら、そこで本をめくるといようなテーブルが置いていたりというような工夫がされていました。そういうものがちょっとあるだけで、温かい雰囲気というのがおそらく生まれると思うんですよ。ですから、市民の利用する方がすごく多くて、私も行くと、図書館の方と、もう読んだのとか、なんかそういうやりとりとかを聞くと、すごくほほ笑ましくて、こんな形で南幌町の図書室が多くの方に利用されているんだなということは、やっぱりぜひみんなにも伝えていきたいし、これからますますそういう活用ができればいいなと思います。

それで、検索する機械も入っているので、自分が読みたい本を自動で検索することができますし、あと、図書室にない本は道立図書館とかそういう所にも借り出すような形も今取っていますよね。それでやっぱり利便性というか、そういうところもすごく高まっていると思います。それで、以前リクエストというか、こういう本が読みたいです。こういう本は買ってもらえませんかというような形がずっと以前はあったかと思うんですけども、それはやっぱりもう経費の関係でなかなかできないのかなとは思いますが、ある程度の希望というのを取るようなシステムというか、そういうのを今後お考えになるような考えはないのかどうかも伺いたと思います。

議 長
生涯学習課長

生涯学習課長。

まず、小中一貫教育を保護者に説明ということで、こちらにつきましてはPTA総会ですとか、保護者が学校のほうに集まるような機会の時にあわせて、教育委員会のほうから出向きまして説明のほうをさせていただきたいというように考えております。

また、生涯学習センターのロビーでの備品等の扱いなんですけども、こちらにつきましては、今まで以上に利用が増えるような形になれば、机等の整備のほうはしていかなければならないのかなというふうに考えております。また、ウッドプールにつきましては、コロナ禍によりまして、感染防止のために撤去をさせていただいたんですけども、今後につきましても、今のところは戻す予定はございません。

あと、図書室の環境整備等につきましては、椅子などの備品の配置、設置などにつきましては、利用者目線で考えまして、読書活動や学習活動がしやすい環境づくりのほうを検討してまいりたいと考えております。

また、最後のリクエストの関係でございます。こちらにつきましては、以前からお話しがあったかと思うんですけども、以前は公民館

図書室の時にリクエスト等を行っていたわけなんですけども、なかなかリクエストいただいた図書のほうのですね、その後の利用がなかなかないものですから、専門性が高い図書のリクエストが多かったということで、現在はリクエストのほうは受け付けておりませんけども、受付カウンターのほうでご要望等あった場合は、選書の参考とさせていただいておりますので、そちらのほうを継続したいと考えております。

議長
教育長
(再々答弁)

教育長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。南幌の特性を生かした小中一貫教育ということで、私のほうからは、熊木議員より中1ギャップを例に質問が出ておりましたので、この件についての理念というか、そちらのほうをお話ししていきたいと思っております。中1ギャップということでもありますけれども、文部科学省から2022年度、令和4年度の問題行動・不登校調査というものが出ております。小学校6年生から中学校1年生にかけて、不登校となった子どもの数は、全国では1.7倍に急増するというふうに公表されています。さらに同調査では、中学校1年生から中学校2年生に進級すると、さらに増えるというような調査結果も出ております。さらに、小学校1年生と中学校2年生の間では、10倍の開きがあるということが言われております。小学校から中学校に至る過程に大きな壁やハードルが存在し、それが問題を引き起しているかのような印象をこの調査から受けるところなんですけれども、実はよくよく読んでいきますと、小学校段階から既に芽があるのではないかと。問題が始まっているのではないかと、そういう場合が多いということにご指摘を受けているところです。その解消のためには、小学校からの連続性に着目し、中学校の問題を解消する小中一貫教育の考えが重要ということになっています。この点をまず、保護者と地域に訴えていきたいというふうに考えています。ギャップをつくり出しているのも、それを埋めることができるのも、教職員であるといえます。連続性と継続性を大切にした小中一貫教育の取組により、いざという時にSOSを出せるだとか、わからないことや忘れ物をした時に助けを求められることができるだとかといった、コミュニケーション能力の育成に取り組んでまいります。教育行政執行方針にも書いてありますけれども、ここは北海道医療大学の教授と連携しながら、日本の第一人者と言われていた教授と連携をして、コミュニケーション能力の育成、南幌の子どもたちをしっかりと育てていきたいというふうに考えております。

それから図書室の利用の件ですけれども、先ほどもお話ししましたが、やはり本を読むスペースということを考えますと、マナーとしてはやはり静けさが必要かなというのを考えているところです。ただ、ぼろろというのは、図書室とロビーだけではございませんので、3階も含めた、先ほど熊木議員からご指摘ありましたが、3階等も含めた中で一体的に考えて、解放だとかということに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

次に、5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

まず町長に1問質問させていただきます。安心して産み育てられる子育て支援について。

本町では、子育て世代の転入により町内保育施設の入所者が増加し、保育士確保のための「保育士就労支援事業」を継続するとありました。こども家庭庁の新子育て安心プランでは、保育施設が増えたことにより待機児童は全国的に減少していますが、それでも保育士の人材不足が挙げられています。

また、近年保育事業所において園児が使用済み紙おむつを持ち帰ることを見直す自治体が増えています。その理由としては、働く保護者にとって育児の負担軽減と保育士の仕分け業務軽減、使用済み紙おむつを持ち歩くことによる感染症や衛生面での不安があるということからです。そこで、以下の2点について伺います。

1、本町では現在も子育て世代は増加傾向にあります。今後待機児童が出てくると予想されますが、今後の見通しと対策について伺います。

2、現在、本町のいちい保育園ではおむつをしている年齢児は、令和6年4月現在で、0歳児8人、1歳児16人、2歳児18人の計42人となっており、認定こども園南幌みどり野幼稚園では、1歳児19人、2歳児23人の計42人在籍しています。千歳市におきましては市内全保育施設でおむつの処理費として園児一人月500円を行政が負担し、使用済み紙おむつの園内処分の推進により保護者の負担軽減を進めています。厚生労働省では、保育所等での使用済み紙おむつの処分を保育所等で行うよう方針を示しているところであり、自治体の取組を後押しすると示されています。今後、使用済みのおむつを園で処分できるよう処分費用の助成と取組の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

安心して産み育てられる子育て支援についてのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、令和6年度保育園・認定こども園の保育申請数は、本年度より49名多い181名となりましたが、町内事業者と協議・調整を行い、「いちい保育園」に99名、「認定こども園みどり野幼稚園」保育部門に82名の受け入れが可能となり、現段階で待機児童は生じておりません。

今後においても、子育て世帯の転入が見込まれますことから、引き続き「保育士等就労支援事業」や「保育士等人材バンク」の活用により、町内事業者の受入体制の支援を行い、入園枠の確保に努めてまいります。

2点目のご質問については、町内の事業者では、以前より「いちい保育園」において、使用済み紙おむつの自園処理が行われており、「認定こども園みどり野幼稚園」においても、本年4月から自園処理が行われることから、処分費用を助成する考えはありません。

議 長
佐藤議員

5番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。ただいま答弁いただきました。これま

(再質問)

で急激な子育て世代の人口増加の中で、本当に待機児童を出さないように努力いただいたことに感謝しております。今後においても、入園枠の確保に努めるとありました。その中で、3点ほどご質問いたします。

まず、待機児童対策のために、この保育士就労支援は、新規就労者にまず5万円、町内就労者は給料に毎月2万円の上乗せ、町外の方が1万円、勤続4年目になると10万円のお祝い金が出る、そういう制度でありまして、あくまでも1日6時間以上かつ20日以上勤務が対象となっていて、短時間パートは適用されません。短時間のパートであっても、保育士免許を持って、仕事内容も正社員と変わらないのであれば、時給の上乗せや何らかの特典を町で考えてあげるべきと考えますが、伺います。

2点目ですが、今後現在のようなペースで子育て世代の増加が予想されますけれども、しかし、保育士がたとえ確保されたとしても、保育室の不足により待機児童が発生することが懸念されます。現在ある保育スペースで今後対応ができるのか、また、不足の時はどのように対応しようとしていらっしゃるのか。1年で49名前年度より増加ということでございましたけれども、この先もこのペースで進むと、不足する可能性が高いと考えられますが伺います。

それと3つ目、おむつの処理に関しては、今年の4月から認定幼稚園もされるということで、これは大変安心いたしました。この制度です、ね、家庭からの負担はあるのか。またその内容などを教えてください。それと、家庭からの負担があるとすれば、町で子育て支援として、助成する考えはありませんというお話でしたけれども、子育て支援としてぜひ考えていただきたいと思いますと思うんですけれども、できないその理由をお聞かせ願いたいと思います。以上です。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長。

再質問に回答します。まず、保育士の確保はできても、保育室のスペースの確保がどうなのかというところでしたが、まずそちらにつきましては、まずいちい保育園につきましては、保育収容施設としてはもう少し余裕がある状況でございます。また、みどり野幼稚園につきましては、今、乳幼児保育のほうをスペースとして確保するために、増築を考えているというところで聞いております。ただ、それについてはスペースのほうは、保育スペースとしては十分なスペースとなる見込みです。ただ、この転入者の増加に伴いまして、今後につきましては、対策が取られなくてはいけないと考えてございます。

それと、南幌みどり野幼稚園の4月からのおむつ処理に関してなんですけれども、まず0歳児から1歳児のみの1人当たり月額300円で処理を予定してございます。こちらの処理につきましては、園内の運転手、従業員の方が、ほかのごみ処理と同様に、おむつの使用済みの処理についても行うということで聞いてございます。

みどり野幼稚園のほうの1人当たりの額、保護者の利用状況についてお話ししたんですけれども、南幌いちい保育園につきましては、保護者の負担は料金としてはいただいておりませんで、ごみ袋を年度当

初に2セットを年度当初に用意していただくということで聞いてございます。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。初めに、保育士の人材不足、議員も言われておりましたけども、全国的に令和3年をピークに、保育士の不足が減少傾向にあります。地域によってはまだまだ差があるものと思います。要因としましてはやはり給料が安い、給料に比べて業務量が多い、また責任の重さや事故の不安などが、そういう要因にあるのではないかなということが言われております。

本町の保育士の就労支援でございますけども、議員が言われたとおり、3つの支援をしております。それで、短時間勤務やパートの方の支援でございますけども、現在国のほうで、この保育士の給料の賃金引き上げ、こちらのほうが検討されております。町としては、そのほうがそれらがきちんと形で反映されれば1番いいわけで、現在は保育士の修了支援、また保育士の確保の一つとしまして、現在の就労支援事業を行っているものでございまして、現在、私立幼稚園の保育士に対します短時間労働、パートの方の就労支援、こちらのほうについては町のほうでは考えておりません。

また、待機児童の関係でございますけれども、0歳から5歳までのいわゆる就学前の人口、令和3年が250人で、令和6年は410人を見込んでおります。子育て世代の増加が加速しております。この3年間で64%の増加が見込まれますが、当然、保育所の申請数も3年間で80%以上増加している傾向にございます。現在、2つの事業所がございまして、今何とか協議・調整を図りながら、待機児童がないような形で進めていただいておりますが、そういった環境整備も含めて、また町内事業者と協議をしてみたいと考えております。

また、おむつの関係でございますけども、厚生労働省のほうでも、保育士の負担軽減、また保護者の負担軽減という形で推奨されております。現在国の事業としてあるのは、おむつ保管用のごみ箱の設置補助でございます。これらについても、私立幼稚園、保育所は存じていると思いますけども、これらの情報提供もしてみたいというように考えてございます。いろいろと子どもが増えて、うれしい悲鳴もありますけれども、こういったことについてもこれからどんどんそういうニーズが出てくると思われますので、町内事業者と調整をしながら進めてまいりたいと考えております。

議 長
佐藤議員
(再々質問)

5番 佐藤 妙子議員。

短時間パートさんは、いろんな特典は今のところ考えてはいないという、そういうお話でしたけれども、やはり内容としては資格も持っていますし、働く内容も同じなので、今後ぜひその短時間労働に対しても、いろいろな配慮を今後していただけたらなと思っております。

2番目の保育室の不足というお話でしたけれども、いちいさんはまだ余裕がありますというお話でした。みどり野幼稚園に対しては、乳幼児に増設する予定だという、そういうお話でしたけれども、これに関しては何らかの町からの支援は考えているのでしょうか。

それと、おむつの処理に関しては、300円の負担ということでありましたけれども、保育園のほうは負担はなし、幼稚園のほうは負担があるということで、その点に関しては、それを町で考えることではないとは思いますが、子どもを持つその家庭からすればどうなのかなという、そういう思いがあるんですけれども、やっていただけるといいますので、まずこれはありがたいことだと、そのように受け止めております。

それで、その中で保育士の皆さんは子どもの命を守る責任の重さを感じながら、日々働いているとお聞きしております。私自身、年数回幼稚園と保育園に大型絵本などの読み聞かせボランティア活動で行かせていただきまして、その中で毎回その保育士さんたちが本当に忙しく、真剣に大勢の子どもたちと関わっている姿を見て、本当に仕事を抱えて時間のないうちで、ぐずる子どもに悪戦しているという保育士さん、また親たちの姿を見て、町としても保育士が重要な人材として、本当に長く働いていただけるよう、おむつ処理だけではなく、今、国で進めているこどもまんなか政策、子育て安心プランなどを通して国の政策の活用金などをまず工夫しながら使っていただいて、できる限りのサポートを町でやっていただきたいと、そのように感じておりますが、伺います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。短時間労働パート従業員の方、ここの環境改善が一番大事なところではないかなと思っておりますけれども、やはり町でやるとしても、相当の限りがあるといえますか、限度があると言いますか、これについてはやはり国策でもってですね、きちんと給料の引き上げ、環境改善を図っていくことが重要であると考えております。

2つ目の、町内事業者のこれからの子どもの増員に対します対応でございまして、みどり幼稚園のほうは今手狭な状況になりつつあるということもございまして、これからの施設整備に当たりまして、具体的なお話はまだ聞いてございません。町のほうから支援ありきでお話することはできないので、そのことについてはご理解をいただきたいと思っております。

そして、おむつ等々のお話でございまして。道内において、現在、公立私立問わず、おむつの処理費用を助成しているのは千歳市だけでございまして。なお今後、本町でさらなる保育士の修了改善や、感染症対策、衛生対策、このようなことが必要となった場合については、事業者と協議をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

佐藤議員

続きまして、次に移ります。教育長に質問させていただきます。女性が活躍するための生涯学習について。

本年度の教育行政執行方針の中に、心豊かな潤いのある暮らしを送るためには、社会変化に伴う地域課題の中で、知識や技術の習得、生きがいを持つための環境づくりが重要とあります。

今、生涯学習の重要性として高齢化が進み、自由時間の増大によっ

て、心の豊かさや生きがいのための学習需要が広がりつつあり、高齢になっても社会や経済の変化に対応するための学習意欲が増すことなどが考えられます。

本町においても様々な生涯教育に関する事業を展開していますが、女性が求める講座内容や女性だからこそ理解できる、女性のための講座の開設が必要と考えます。本町では仕事や子育て介護などを経て、その経験をもとに地域の中で学び、自身を高めながら健康に暮らし、地域で活動したいと思う女性も少なくありません。女性が地域課題や生活環境に寄り添った情報を共有しあうことは孤独を解消し、生きがいを持ちながら生活を続けることにもつながると考えます。女性が抱える健康、美容、女性のための法律、食生活、マナー講座など、女性がいつまでも輝けるまちづくりを目指し、生涯学習としての「女性のための講座」の開設について伺います。

議 長
教 育 長

教育長。

女性が活躍するための生涯学習についてのご質問にお答えします。

女性が終身を通じて持続的に学び成長し、自己実現や社会参加を果たすための学習活動は、持続可能な社会の実現に向けた重要な取組であると考えています。

現在、教育委員会では、町民ニーズに基づいた「ふるさと南幌みらい塾」を開催していることから、本事業の企画検討を行っている運営委員会において、女性向けの生涯学習講座の開催について協議してまいります。

また、参加者同士のコミュニケーションを促進することで、講座開催後のサークル化や同じ趣味趣向を持つ仲間づくりの場となるよう女性だけではなく、子育て中の保護者や介護を終えた方を対象とした講座を検討してまいります。

議 長
佐藤議員
(再質問)

5番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。ただいま教育長に答弁をいただきまして、ふるさと南幌みらい塾の中で協議していただけたということでありました。今後のみらい塾の活動にも期待しているところでございます。今、本町の女性の世代人口の割合が50代から70代までが多く、学習意欲の高い方も増えております。元気なうちにいろんなことに挑戦したいという反面、どうしても日頃地域との関わりが少なく、中には年に2回ほどの町内会費だけの時しか顔を合わせないという、そういう方もいらっしゃいました。特に知らない方ばかりの集まりに行くのが、特に女性は苦手という話も聞いております。その一歩を踏み出すきっかけが女性のための講座の取組と考えております。知らない同士でも、女性同士で気軽に集まって学べる場を提供することは、今後の女性のライフステージに向けた貴重な時間になると考えております。先ほど女性向けの講座を協議していただけたという、そういうお話でございましたけれども、その企画・内容については、運営委員会でされるということでした。特に、地域の女性の声も十分に反映していただけるのかということが1点と、2点目に、地域で活躍している、活動している企業、団体、地域の連携団体、またそのほか

に、南幌町と連携している大学、そういうところからも講師や指導者などの協力をいただけるように働きかけていただけるかどうか、質問いたします。

議長
教育長
(再答弁)

教育長。

佐藤議員の再質問にお答えいたします。まず1点目、地域の声を拾い上げる方法ということですが、まず、ふるさと南幌みらい塾、実施講座、これを開催した後に、必ずアンケートを取ったりとか、そういうことをして、参加者の声をまず把握しているところです。それをもってまたみらい塾の運営委員会で開催講座等を決定しているところがありますので、事業開催後の部分、それから、もしかしたら町民のほうにも広く声を上げるような、そういうものを検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、地域で活躍している団体、それから大学等の連携についての部分でございますけれども、そちらのほうについても、教育委員会だけではなくて、ほかの団体との連携、それから大学の包括連携も組んでいる大学等もございますから、そちらのほうともお話をしながら講座が充実するように検討してまいります。

議長
佐藤議員
(再々質問)

5番 佐藤 妙子議員。

ありがとうございます。今回女性の講座という、そういう質問内容だったんですけども、今までぼろろでいろいろ講座をされておりますけれども、意外と単発、それだけ、その日だけというのが多いんですけれども、ぜひ今後ですね、連続講座といいますか、1年間ですと何月何月何月には開催しますって、その中に、人数は多くなくてもいいんですけども、何人定員という形で、そういう形で1年間というものをするという、内容のものを企画していただけると、町民としても参加しやすいのではないのかなという、そういうのがありますので、ぜひ企画する時に入れていただければと思います。

それで、本町では今その様々な分野でその地域の内外で多岐にわたって活躍されている女性が多くいらっしゃいました。先ほどのうたポロ、町長もおっしゃっていましたが、うたポロとか、その講師の先生は本当に今頑張っていて、3月に大きなイベントをすることで一生懸命頑張っておられます。また先日、俳句の会があったんですけども、それも5人ぐらいだったんですけども、全て女性でした。その講師も町内で在住している有名な俳句の先生でございます。そういう部分では、町内で本当に活躍して、また潜在的に隠れている女性の方もいらっしゃると思うんですね。そういう方たちを存分に引き出していただいて、多角的に生きがいや人とのつながりをつくる機会を創設するというところで執行方針にもありましたので、今後も頑張る女性を応援いただければ幸いに思います。ということで、先ほどの連続講座のことだけをお伺いいたします。

議長
教育長
(再々答弁)

教育長。

佐藤議員の再々質問にお答えいたします。ぼろろの講座、連続講座ということでお話ありましたが、以前にも連続講座ということで開催した実績があるということですので、内容等を検討しながら運営委員

会と協議して検討してまいります。

議長

以上で、佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

次に、9番 高橋 修平議員。

高橋議員

最近はコロナの話題も少なくなり、外の景色は元の生活に戻った雰囲気もありますが、その一方で、新型コロナワクチン後遺症で苦しみ不安を感じている人々が今もなお増え続け、薬害史上に残る悲劇という思いもよらぬ形でコロナの影響は続いています。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）によりますと、mRNAワクチン副作用報告件数は、令和5年10月29日報告分までで36,926件、そのうち重篤症例8,918件、死亡報告2,171件となっていますが、これは全数ではなく、私自身は氷山の一角だと思っています。

さらに予防接種健康被害救済制度につきましては、新型コロナワクチン接種後健康被害救済申請審査の進達受理件数は、令和6年2月19日現在で10,273件にのぼり、認定件数は6,276件、うち死亡認定は463件となっています。PMDAのアンケートによると、一般国民の健康被害救済制度の認知度は1割程度で、もっと多くの人が知れば申請数が増えるものと考えます。以上を踏まえ質問します。

1、南幌町の予防接種健康被害救済制度の救済申請の人数は1人と聞きましたが、その他に新型コロナワクチン後遺症等の相談に来られた方の人数とその症状は把握しているのか。

2、申請を決意した御家族や本人にその後待ち受けているのは煩雑な手続きになりますが、南幌町でのサポート体制はどのようになっていますか。

3、私自身の周りで新型コロナワクチン接種者、未接種者を問わず予防接種健康被害救済制度を知っていた方はほぼおりませんでした。今後の新型コロナワクチンによる被害防止の努めは国の方針でもあります。よって予防接種健康被害救済制度のさらなる周知の徹底は急務だと思いますが、町長の考えを伺います。

議長
町長

町長。

新型コロナウイルスワクチン後遺症の被害者救済制度についてのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、これまで「予防接種健康被害救済制度」による救済措置は1名の方が認定されています。

その他に、接種後の体調変化等により相談を受けた方が20名、うち10名が医療機関を受診しており、病状や症状を把握し健康観察を行っております。

2点目のご質問については、「予防接種健康被害救済制度」の申請については、保健福祉課において、制度内容の説明や必要書類の準備など、申請に来られた方に寄り添ったサポートを行っています。

3点目のご質問については、これまで、すべての対象の方に、接種券に「予防接種健康被害救済制度」を記載した「新型コロナワクチン予防接種についての説明書」を同封し周知を行っております。

なお、4月以降の接種については、65歳以上の高齢者と一定の基

議長
高橋議員
(再質問)

礎疾患を有する60歳から64歳までの方は、B類疾病の定期接種となります。予防接種救済制度については、接種時におけるパンフレットの配布と広報、ホームページなどで周知を行ってまいります。

9番 高橋 修平議員。

まず先ほどの、健康被害救済制度の受理件数なんですけど、今現在でちょっと増えて、1万399件、認定件数は6,471件、うち死亡認定は493件と今はなっております。ついであいたいな感じですけど、このワクチン後遺症というのは、201種類の疾患というのがございまして、この副作用の報告の件数というのが、世界で3,071本の副作用のそういう論文が出ていると。日本では447件ですね。たった一つのワクチンでこれだけの論文が出るというのは、人類史上初めてだということです。この全身性の疾患なんですけど、このmRNA、メッセンジャーRNAワクチンを打つと、スパイクタンパクができるということです。そのスパイクタンパクが全身を駆けめぐり、血管の内面に傷をつけて、微小の血栓をつくってしまうと。そういうところで何かこう、全身にいろんな症状が出てしまうということみたいなんです。この疾患に関しても、複数いっぺんに起きることもあれば、いろいろありまして、メディアでも最近言われていますけど、ターボがんですとか、がんを宣告されたらいきなりステージIVみたいなものとか、突然死とかもあるということです。こういうのも、完全ではないにしても改善策というのもあります。ワクチン解毒方法の書籍なんかも今は売られておりますし、前向きに副作用と向き合いながら生活している方も増えているようです。

再質問なんですけども、1つ目の答弁の再質問なんですけど、相談に来られた方々は、予防接種健康被害救済制度はご存じでしたでしょうか。あるいは伝えましたでしょうか。

2つ目の答弁の再質問なんですけど、申請に来られた方に寄り添ったサポートを行っているとおっしゃいましたが、救済措置を受けた1名の方にサポートをしたということでしょうか。それともほかに救済申請をされた方もいたでしょうか。

3つ目の答弁の再質問なんですけど、先ほどの答弁の内容は存じておりますし、この先の通知方法も予想がついておりました。そうではなく、今の現状を見た上で、さらなる周知が急務だと思いませんかと質問しています。ほとんどの人が、これまでの通知方法では知ることができていないわけです。救済されるべき人たちが救済されていないということです。この制度は因果関係の有無を申請後に厚労省の疾病承認認定審査会が判断するため、診療した医師がワクチン接種と因果関係があると証明している必要がなく、接種後に亡くなった場合でもそのご家族が申請できますが、その情報にすらたどり着けないわけです。知らないから。被害者の心身の救済にもつながると思いますので、1日も早く全町民に周知が必要だと考えています。

先ほども言いましたが、新型コロナワクチン副反応の被害者は今もなお増え続けています。国の新型コロナ健康被害給付費負担金ですね。当初の予算が3億6,000万だったんですが、それも足りず、補正

予算で394億円となりました。そうであっても、今後新たな薬害を起こさないために、被害者の実数をできるだけ把握し、記憶に残し伝えていくことが大切だと思います。過去には、サリドマイド、薬害スモン、薬害エイズ、薬害C型肝炎とかいろいろあったんですが、今回は新型コロナワクチンということになっています。いつも言っているんですが、自分の身に何が起きても、自己責任だと私は思っています。打つのを決めたのはご自身ですから。しかし、国が恐れるに足りないウイルスに対し、未知のウイルスがとか、オミクロンが、デルタがと盛大に騒ぎを起こし、ワクチンを推奨し続けてきた事実もあります。それにより、立場上あるいはワクチンハラメント等を打つことを余儀なくされた方がいたことも事実です。よって、被害者救済は国並びに自治体の責務と考えます。これは町長を責めるつもりも全くございません。今までやれることをやってきた上での結果ですから、これは国全体の問題だと思います。以上を踏まえ、もう一度お聞きします。さらなる周知が急務だとは思いませんか。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長。

再質問にお答えいたします。まず1点目の、相談に来られた方が予防接種健康被害救済制度を知っていたかにつきましては、こちらについては知っていたと思いますし、私のほうからも伝えてございます。ただ、そこまで救済制度に至るまでの症状のある方は、認定の受けた1件だけとさせていただきます。この20件の相談なんですが、全ての方に対して、その後のフォローを私どものほうでしておりまして、その後体調が変化した段階で、対象者になる場合はそのような申請をおすすめするところでございます。また、この救済制度につきましては、医者診断書が必要であり、医者がまずその場で診断、これは予防接種の被害ではないかというところで、まず被害が認められる疑いがあるということになれば、すぐに振興局のほうに報告を出さなければいけないということがありますので、そのような状況はなかったということです。

また、2点目なんですけれども、予防接種健康被害制度の申請に至った方は1名ですが、その方については1年半の、要は救済、支給がされるまでに日にちがかかったわけなんです、その都度支援を行っていました。また、ほかの方に支援はなかったのかということなんですけれども、申請はこの1名だけでした。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

それでは、高橋議員の再質問にお答えをいたします。私からは、3点目のさらなる周知の徹底についてお答えをさせていただきます。

まず、これまでも接種者全員の方に、救済制度について説明書を同封して周知を行ってまいりました。その上で、接種される方はご本人の意思に基づいて接種をされてきたものと思います。4月からは65歳以上と、基礎疾患を有する60歳から64歳までの方は定期接種となりまして、予防接種健康被害救済制度が適用され、それ以外の方は任意接種ということで、医薬品副作用被害制度が適用されます。この内容につきましては、議員ご承知のとおりPMDAの特設サイトでお

かりやすく載っているのかなと思っております。私も実際に確認をしております。この救済制度、いずれの場合も、今まで同様に接種時に副反応や健康被害のリスクが掲載されているパンフレットを同封いたします。また、ホームページや広報などを通じて、救済制度を含めた周知も行ってまいりたいと考えております。

それで、さらなる周知でございますけども、救済制度の周知につきましては、我々も国の方針に基づいて実施しております、本町がほかの自治体と比べて周知の不足がしているとか、そういうことは私は感じておりません。ワクチン接種や救済制度は国の方針や制度に基づいて行われるものでありまして、本町として、国以外からの出された文献などを用いて町民に周知する考えはありませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長
高橋議員

9番 高橋 修平議員。

この話は多分、議論をしても横一線といいますか、答えが出ないところもあると思うので、再々質問までする必要はないとは僕は思っているんですが、この4年間、国の感染対策というのは、裏目、裏目へと出続けたわけです。全てが的外れでした。そして国民が継った新型コロナワクチンは打てば打つほど感染者が増え、死亡率も増え、有病率も増え、今の現状に至りました。今月1日に、地方自治法改正法案が閣議決定されたのは多分ご存じだと思うんですけど、今後はさらに国の支配力が増し、自治体の力は弱体化していくと僕は思っています。パンデミック時に国に従わなければならなくなった時に、初めて大切なことに気づく人が増えてくるような気がしますし、それでも私はその時までの短い期間の間だけでも、この先被害に遭わないように、多くの人たちがワクチンに無関心になってもらいたいと思っています。その理由は、根本療法セラピストとして私自身の考えが、全てのワクチンにはほぼ効果はなく、極めて有害であり、健康に生きていくためには打たないほうがよいものだと思っているからです。もし感染症を克服できるものがあるとなれば、それはワクチンではなく、自己免疫力の強化だと思っています。以上です。

議長
細川議員

以上で、高橋 修平議員の一般質問を終わります。

次に、6番 細川 美喜男議員。

姉妹町児童交流の推進について、教育長に伺います。姉妹町の熊本県多良木町との児童交流学習事業は、両町の歴史や文化、産業などの知識を広めるとともに友好を築く貴重な体験となる事業で、児童交流を通じて両町の友好が一層深まることが期待できる事業だと思います。

この事業は、児童が民泊をすることにより、民泊家庭との絆を深め、民泊家庭同士の友好が継続しているとのお話も聞いております。大変有意義な事業ではありますが、参加するには姉妹町の児童の民泊を受け入れることが要件となっており、様々な理由で民泊を受け入れることのできない家庭の児童はこの事業に参加できないこととなります。

このことから児童誰もが参加できるよう、参加要件の緩和が必要だと思います。

例えば、姉妹町との協議が必要になりますが、民泊する家庭と民泊をしないで研修施設等で寝食をともにするケースを混在させ、両町の児童が交流するという方法も視野に入れるなどの実施方法を検討すべきと思いますが、教育長の考えを伺います。

議長
教育長

教育長。

姉妹町児童交流の推進についてのご質問にお答えします。

児童交流は、異なる地域や文化を持つ子どもたちが出会い、交流することで、友情や理解が生まれ繋がりが深まる貴重な体験であり、民泊をすることにより、地域の暮らしを体験することができ、参加する子どもたちは相手の文化や生活様式を理解し、寛容さを養うことに繋がると考えます。

交流事業は、4年振りの実施となりますが、事業再開にあたり多良木町と協議を行い、民泊を行うことが、子どもとその家族が互いに触れ学び合う機会として、事業効果が高いと改めて確認したことから、コロナ禍前の形で実施してまいります。

また、事業に参加している児童だけではなく、全ての児童が交流できるよう、多良木町の児童を受け入れる際に、全校児童との交流会や小学6年生との給食交流を引き続き実施してまいります。

議長
細川議員
(再質問)

6番 細川 美喜男議員。

ご答弁ありがとうございます。再質問いたします。4年ぶりの交流事業再開に当たり、多良木町と協議を行い、民泊を行うコロナ禍前の形で実施する。多良木町の児童を受け入れる際に、全校児童との交流や、小学6年生の給食交流を引き続き実施するということではありますが、私の考えではやはり、こちらに来られてからの交流も大事ですが、行って交流してくるということも大事なかなと思います。今回、ちょっとお話を聞いたところ、本年の参加児童数は多分前回と同じ10人だと思いますけども、対象となる本町の小学6年生の今年の児童数は、現在40人と聞いております。4人に1人、民泊を受け入れるというのは、少しハードルが高いのではないかと思います。そこで、質問をしたいと思います。

1つ目、申し込みが定員に満たない場合はどうされるのか。

それから2点目、多良木町には小学校が3校あると聞いていますが、民泊の受け入れについて何か意見等はなかったのか。

それから3点目としまして、今後、保護者の意見、意向を取り入れて、今後姉妹町児童交流に当たって、多良木町との打ち合わせとかを行う予定はないのかお伺いします。

議長
生涯学習課長

生涯学習課長。

私のほうからは、まず申し込みが定員に満たなかった場合ということで、これまでも定員に満たない年がございました。その際には、児童のほうへ再募集をかけております。再募集をかけたことによりまして、定員に達したということもございましたので、今後もそのような取組をさせていただきたいと思います。次に、多良木町のほうでの民泊の受け入れへの意見ということで、こちらは多良木町のほうからも、特別民泊の受け入れに対しての意見はございませんでした。

議長
教育長
(再答弁)

教育長。

細川議員の再質問にお答えいたします。保護者の意向、こちらを伝える機会だとか、反映する機会はないのかということでしたが、多良木町、相手があつての児童交流ということですので、相手との打ち合わせの中で、こういう意見や何かもありましたというようなことも伝えながら決定していきたいというふうに考えております。保護者の意見を全く無視をして町が何かを進めていくということではなく、そちらの意見も伺いながら、だけれどもどれが子どもにとって一番効果が高い、この事業が充実するものになるのかということをも十分検討しながら進めてまいりたいと考えます。

議長
細川議員
(再々質問)

6番 細川 美喜男議員。

再々質問をいたします。ご答弁ありがとうございます。保護者の意見等の関係の話も今お話があつたわけなんですけれども、過去になんですけれども、お子さんが申し込みをしたら、保護者の方がうちは民泊を受け入れできないので、断りますという形の中で、断った経過があつたそうです。そういったことから、やっぱり私は子どもが行きたいという方がいるのであれば、何とかそれを拾ってあげられるようなことを今後検討してあげてほしいと思うんですけれども、その辺についてですね、過去のことなのであれなんですけれども、そういう改善策ですね。そういうことを今後検討していただきたいと思うんですけれども、その件について質問させていただきます。

議長
教育長
(再々答弁)

教育長。

細川議員の再々質問にお答えいたします。先ほどもご説明いたしましたが、まず、コロナが4年間あつて、この事業が停滞していると。行うことができなかつたということが大きくあります。まずは多良木町と協議をいたしまして、元に戻す。前の形で実施をする、そこをまず決めているところですので、まずこの件で進めていきたいというふうに考えます。また、その民泊の部分や何かにつきましては、また違う機会に話し合いをすることもございますので、その時にまた伺えればと思います。

議長
加藤議員

以上で、細川 美喜男議員の一般質問を終わります。

次に、7番 加藤 真悟議員。

「ICT環境のさらなる発展と活用について」と題し、教育長に質問いたします。

現代社会において欠かすことのできないICT環境ですが、公的機関をはじめ教育機関や様々な部署でさらに活用を進める必要があると考えます。教育長は教育行政執行方針において「タブレット端末を文房具の一つとして学校や自宅での学習にも日常的に活用」と明記し、活用・発展について今後の方針を示されました。私も重点的に進めるべきと考えています。

しかし、課題も多くあると認識し、以下の3点について教育長に質問します。

1、児童生徒が日常的に家庭へのタブレット端末の持ち帰りを行うことについての端末の保護や充電器の貸し出しの有無について、家庭

からの要望は。

2、悪天候などによる急な臨時休校の際、タブレット端末を活用できないことへの考えは。

3、教員の指導力向上に向けた研修会の実施により、その成果とこれからの課題については。

以上3点の答弁を求めます。

教育長。

I C T環境のさらなる発展と活用についてのご質問にお答えします。

1点目のご質問については、充電器の貸し出しの要望は、中学校において3件ありましたが、学校におけるコンセントの抜き差しを行う作業が繁雑であり、充電器が破損する恐れがあることから、各家庭で対応していただいています。

また、タブレットの持ち帰り時の取扱いは、学校からルールを記載した文章を各家庭へ配布し周知しています。

2点目のご質問については、事前に休校が決まっている場合は、タブレットの持ち帰りの対応はできていますが、急な臨時休校時は、タブレットの貸し出しを行うことができないため、教科書や副教材などの宿題による家庭学習で対応しています。また、感染症などによる出席停止時は、保護者受け取りによるタブレットの貸し出しを行っています。

3点目のご質問については、各学校へ講師を派遣し、電子黒板や学習アプリなどの操作方法の研修や、教員間においてI C T機器の活用方法などを情報共有し、教職員のスキルアップに繋げています。また、「地域おこし協力隊」を活用した「I C T支援員」を配置し、児童生徒・教員のサポート支援の充実を図ってまいります。

7番 加藤 真悟議員。

再質問させていただきます。

まず1点目についてなんですけれども、3件の貸し出しの要望があったということで、ちょっと私のほうでは1日何人ぐらいがタブレット端末を自宅に持ち帰っているのかという部分はちょっと把握していないんですけれども、学校自体に予備のタブレット端末等、用意があると思うんですけれども、その分もタブレット端末から充電器を使うことができれば、費用負担なく貸し出し用で用意できるのではないかと思いましたので、ちょっとその部分を答弁いただきたいと思います。また、取り外しが煩雑であるということだったんですけれども、ちょっと具体的にわからないので、生徒自身が充電器を取り外して持ち帰るということは難しいぐらい煩雑なものであるのか、少しお答えいただきたいと思います。

そして2点目なんですけれども、副教材等で対応しているということでは理解しましたので、2点目については以上で結構です。

3点目なんですけれども、研修、学習アプリ等の操作方法等、また機器の活用方法など、教員同士で共有をしたりということを実践しているということで理解しました。また、I C T支援員を配置するとい

議 長
教 育 長

議 長
加藤議員
(再質問)

うことで、またさらなるICTの活用に期待をするところなんですけれども、ICT機器ですとか、また今、AIのテクノロジーですとか、そういう進化というものが、児童生徒だけではなくて、我々の生活の根底から変わっていく、変わってきたということを踏まえてですね、既に学校教育というものの部分で大きな変化をされていると思うんですけれども、まだまださらなるデジタル化社会のICT環境の発展という部分、これら、私としては教育の観点からも、変化に対して柔軟に素早く対応をすべきと考えていますが、教育長はどのようにお考えしているのか、答弁いただきたいと思います。

議 長
教 育 長
(再答弁)

教育長。

加藤議員の再質問にお答えします。タブレットの持ち帰りの部分ですけれども、基本的には、全員一斉に持ち帰るということ、そこを念頭に置いておりますので、対応としては全員が一斉に持ち帰るという、そういうことが基本となっております。ですから、充電器だとかそういうものについても、予備で対応できるのかという状況では、なかなか難しいかなといったところが、今現在の現状であります。

また、取り外しの煩雑さなんですけれども、私小学校で校長をしていたものですから、本当に取り外しが大変です。子どもに任せることができないです。大人である私も、ちょっとひねって、引っ張ったりするんですよ、抜く時に。また戻す時に差し込んで、それからまたこうひねるっていうその作業があって、そのひねり方がちょっと微妙なところがあってですね、強引に引っ張ると簡単に壊れてしまうんです。私も壊してしまいました。それぐらいちょっとデリケートなもので、その改良というものが無いのかということにもなるかと思えますけれども、現状ではそれが難しい。それを1人の教員がやるとなりますと、抜くだけで30分、それから入れるだけで30分、クラス全員を対応してきますので、そういう状況に陥ってしまいますので、大変申し訳ございませんがここは保護者の対応でお願いしたいというように考えます。前の学校の時にもそのようにお願いしてやっていただきました。

それから、教員の研修についてですけども、本当に加藤議員がおっしゃるとおりに、ICTの進化というのは非常に激しいものがあります。ただし、働き方改革、こちらのほう教員の部分も3つの視点ということがありまして、1つは協働性、職員室の協働、それから小学校・中学校の協働、一緒にやろうという協力する姿勢、これが働き方改革につながる。それから2点目、地域と連携すること。先ほども質問で出ておりました、コミュニティ・スクールや何かの取組もこの一環となっております。3つ目がですね、教育のDX化。デジタル化によって、これがなくして働き方改革はないということになっております。出席確認だとか、それから成績処理だとか、将来的には板書だとか、黒板に書くだとか、そういうものをどんどんデジタル化していかなければ、働き方改革にはつながっていかないというふうに言われております。素早く対応すべき、本当にその通りというふうにご考えており、それを教育委員会としても課題というふうにご考えていること

から、まず業者からの派遣をお願いして、講師を招いて研修会を開いたり、それから教員同士のミニ研修というのを、例えば10分だとか、そういう時間で行ったりということで、お互いに切磋琢磨しているというのが今現状でございます。次から次へと新しいことが出てきますが、ここを対応していかないうちには働き方改革につながらないということがありますので、しっかりとこれからの方向性を見定めつつ、研修、課題のほうの改善に向けて取り組んでいきたいと考えております。

議 長
加藤議員

7番 加藤 真悟議員。

答弁ありがとうございました。1点目についても、答弁の中で理解いたしましたので、煩雑であるということで理解いたしました。3点目の質問についても、課題があると私自身も認識していた部分、教育長の答弁からも重要な課題であるという共通の認識があるなという部分、確認が取れましたので、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。

議 長

以上で、加藤 真悟議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

本日予定しておりました全ての日程が終了いたしました。予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 2時37分)

令和6年 第1回南幌町議会定例会（3日目） 会議録

令和6年3月13日（水）
午前 9時30分 開会

1. 出席議員

1番	湯本	要	2番	西股	裕司
3番	星	真希	4番	熊木	恵子
5番	佐藤	妙子	6番	細川	美喜男
7番	加藤	真悟	8番	石川	康弘
9番	高橋	修平	10番	家塚	雅人
11番	側瀬	敏彦			

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

8番	石川	康弘	9番	高橋	修平
----	----	----	----	----	----

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉藤	隆	事務局主査	梶田	健太郎
------	----	---	-------	----	-----

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町長	大崎	貞二	教育長	西田	篤人
監査委員	白倉	敏美			

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	小林	史典	総務課長	笠原	大介
まちづくり課長	藤田	雅章	住民課長	藤木	雅彦
税務課長	渡辺	廣貴	保健福祉課長	谷藤	朋代
産業振興課長	岩本	聖	都市整備課長	黒島	滋規
会計管理者	蛭沢	千晴	病院事務長	渡部	浩二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴木 潤也

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 笠原 大介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 笠原 大介
10. 農業委員長会の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

去る3月7日より予算審査特別委員会のため休会となっております、令和6年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

湯本 要議員から、3月7日の会議における発言について、会議規則第64条の規定により、取り消しの申し出がありますのでこれを許可いたします。

湯本議員

3月7日の私の一般質問において、「極めてお粗末なもの」や「心がこもっていない」といった不適切な発言をしてしまいました。

また再々質問においても、第3次南幌町災害備蓄品整備計画に記載してある1,000人を対象とした備蓄品の目標数量の解釈を誤ったため、不適切な発言をしてしまったことから発言の取り消しをさせていただきたくお願いをいたします。

発言を取り消す部分の一部をこれから読み上げさせていただきます。

1,000人の避難というか、想定してやっているということなんですけど、これはあれですね。新しく更新はしていませんよね。ホームページから取ったものなんですけれども、南幌町災害備蓄品機材一覧。これ、昨日ホームページから取ったので、変わっていないというふうに思うんですが、ここに備蓄用品の一覧が全部出ているんですよ。1,000人分。食料品、液体ミルク、らくらくミルク48缶、粉ミルク10缶、シチュー9缶、ソーセージ225グラム3本入り200個、これが2つですから400。パン、21、あとずっと見て、おかゆ。あとは全部この備品と布団、毛布、ガソリン、あとクラッカー。クラッカー15缶。15缶が2つ、6缶が4つですから、まあ50缶ぐらい。1,000人に対応する食料品の確保ってよめますか。やっぱり全然足りないと思うんですよ。それはやっぱりお認めになったほうがいいのかなというふうに思います。だから、震災に対する考え方うんぬんがあるので、責めるわけじゃないんです。現状こうなっているんだから、やっぱり安心して暮らすためには改善しなきゃいけない。改善していこうじゃないかということですから、あとを見ても、食料なんて出てきませんよ。災害備蓄、防災倉庫などを見てもですね、出てきません。あいくるに至っては、食料品というふう書いてあるから何があるのかなと思ったら、哺乳瓶20個、これが食料品だと。項目。じゃあミルクはあるのかと思ったら、ここに見る一応貯蔵といいますか、備品として置かれていません。避難場所ですらどういふ方々が避難してくるのか、備品もこの移動をあちこちあちこち少ないもので移動するんですか。だから、やはり現実にあった対応、実際に避難者がどういふ思いでそこに来るのか、来たらどういふ手を打たなきゃならないのか、何を準備しなきゃいけないのか、やっぱりそれは想定をして、想定をやっぱりやらなきゃいけないというふうに思うん

です。で、なぜここまで言うかというね、

という所まで削除するということですので、以上の発言の取り消しをさせていただく全文については、お手元に配布したものに記載しておりますので後ほどご確認ください。大変申し訳ございませんでした。

議長 お諮りいたします。ただいまの湯本 要議員の発言のとおり、取り消すことに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって取り消すことに決定をいたしました。

●日程25 議案第22号 南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第22号 南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第22号 南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。初めに、改正概要について申し上げます。今回の改正は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、同法において、用語の改正が行われたことから、本条例における引用条項を改正するものでございます。

それでは、別途配布しております、議案第22号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

まず、題名につきましては、法律における用語の改正に伴い「南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用」の次に、「及び特定個人情報の提供」を加えるものです。

次に、第1条については、本条例の趣旨の規定で、特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めることを加えるものです。

次に、第2条については、用語の意義の規定で、法律における用語の改正にあわせ、定義として第1号に個人情報、第4号に個人番号利用事務、第7号に特定個人番号利用事務及び第8号に利用特定個人情報の各号を加え、条項の整理を行うものでございます。

次に、第3条については、町の責務の規定で、法律における用語の改正に伴い、「利用」の次に、「及び特定個人情報の提供」を加えるものです。

次に、第4条については、個人番号の利用の範囲の規定、次ページ

の第5条については、特定個人情報の提供の規定で、それぞれ、法律における用語の改正にあわせ、引用条項の整理を行うものでございます。

次の、別表第1から別表第3の改正については、引用条項の整理及び文言修正を行うものでございます。

最後に附則として、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。以上で、議案第22号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第22号 南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程26 議案第23号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第23号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

それでは、議案第23号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。この条例は、認定こども園や保育所及び小規模保育事業や事業所内保育事業などの運営基準について国の基準を踏まえまして市町村が条例を定めているもので、この度の改正は、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに沿った見直しによるものでございます。

それでは、別途配布いたしました議案第23号資料の新旧対照表にてご説明いたします。左側が新条例、右側が旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第23条では、特定教育・保育施設の掲示等について規定していま

す。施設の重要事項を書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないとしたものです。

2 ページの第53条第2項第2号では、現行法上のフロッピーディスク等特定の記録媒体での提出を求める規定を、技術中立性を明らかにする観点から媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図るものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。以上で、議案第23号の説明を終了します。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第23号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程27 議案第24号から日程30 議案第27号までの4議案につきまして関連がございますので一括提案をいたします。

●日程27 議案第24号 南幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程28 議案第25号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程29 議案第26号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程30 議案第27号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について

以上、4議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました 議案第24号 南幌町指定居宅介

護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例、議案第25号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例、議案第26号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例、議案第27号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例、以上4議案につきましては、国の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは、議案第24号 南幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本条例は、要介護1から要介護5に認定されている方が居宅サービスを利用する際の計画作成業務について定めているもので、厚生労働省令で定めた基準に基づき制定しています。この度は、省令の改正があることから、本町においてもそれと同様に改正を行うものでございます。

それでは、別途配布いたしました議案第24号資料の新旧対照表にて説明いたします。左側が新条例、右側が旧条例、下線の箇所が改正部分です。

1 ページ中段の第3条は、介護サービス計画を作成する上での基本方針を定めており、この度の改正では、第4項中に「以下地域包括支援センターという。」を加えるものです。

次に、第5条は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数について定めており、旧条例では員数の基準を35としておりましたが、2項中では44に改めるもので、3項中では、指定居宅介護支援事業所が国保健康保険中央会の電子計算機と接続された計画の情報共有のための情報処理システムを利用し、かつ事務職員を配置する場合は員数の基準を49にするものです。

2 ページ中段の第6条は、管理者について定めており、旧条例から「同一敷地内にある」を削除するものです。

2 ページ下段から4 ページ上段までの第7条では、利用者又はその家族に対し説明および同意について定めており、第2項から9項では、ケアマネジメントの公正中立性を図るために、介護サービス計画の内容や計画したサービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されるものの割合等の説明及び文言整理となっております。

次に、第16条では、具体的取扱方針を定めており、第2号で、指定居宅介護支援提供に当たっては、緊急時やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないこと、やむを得ない場合の理由を記録し

なければならぬことを加えるものです。第14号では、利用者の同意を得て情報提供できるのは「主治の医師等又は薬剤師」に改め、第15号では、モニタリングに当たっては、月1回面接するとされていますが、テレビ電話装置などを活用して面接する場合は2か月に1回にすることができることを加えているものです。

5ページ下段から6ページ上段の第25条の掲示の規定については、第3項において原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないと加えるものです。

第32条の記録の整備については、第2項第3号に身体拘束のやむを得ない理由の記録を加え、文言整理をするものです。

6ページから7ページにかけて、第36条第1項と第2項では電磁的記録等を定めており、第7条第5項第2条中で電磁的記録媒体の説明をしていることから括弧内を削除するものです。

附則1として、この条例は、令和6年4月1日から施行する。附則2として、令和7年3月31日までの1年間は重要事項のウェブサイトに掲示は、経過措置となつてございます。以上で、議案第24号についての説明を終わります。

続きまして、議案第25号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本条例は、要支援1と要支援2に認定されている方が居宅予防サービスを利用する際の計画作成業務について規定しており、厚生労働省令で定めた基準を基本としているものです。議案第25号資料の新旧対照表をごらんください。

第4条では、従業者の員数を定めており、第1項に地域包括支援センターの指定介護予防支援事業者、第2項に指定居宅介護事業者である指定介護予防支援事業者それぞれ、1以上の員数の担当職員又は介護支援専門員を定めたものです。

第5条では、管理者を定めており、前条と同様に、第2項に地域包括支援センターの指定介護予防支援事業者の常勤の管理者を、第3項では、指定居宅介護事業者である指定介護予防支援事業者の管理者は主任介護支援員でなくてはならず、やむを得ない場合を加えるものです。第4項では、専ら従事する場合と他の事業所の職務に従事する場合を定めています。

第6条の内容及び手続の説明及び同意では、先に説明しました議案第24条の改正内容と同様のため説明を省略させていただきます。3ページ中段をごらんください。

第12条の利用料等の受領では、第2項で、指定居宅介護事業者である指定介護予防支援事業者は、利用料の他に交通費の支払いを利用者から受けることができ、第3項では、あらかじめ説明し同意を得ることを加えるものです。

第13条及び第14条は、文言整理でございます。

4ページから7ページにかけての第23条、第30条、第32条、

第35条につきましては、先に説明しました議案第24号の改正内容と同様の説明となりますので、省略させていただきます。7ページ下段をごらんください。

附則1として、この条例は、令和6年4月1日から施行する。附則2として、令和7年3月31日までの1年間は重要事項のウェブサイトに掲示は、経過措置となっております。以上で、議案第25号についての説明を終わります。

続きまして、議案第26号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。本条例は、町民で要介護1から要介護5に認定された方が利用できる、地域密着型通所介護や認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームなどの事業所の指定要件や人員、設備などの運営基準を規定しており厚生労働省令で定めた基準を基本としているものです。

それでは、別途配布しました議案第26号資料の新旧対照表をごらんください。なお、議案第24号と議案第25号と同様の改正内容につきましては説明を省略させていただき、本条例のみで改正される箇所のみ説明させていただきます。2ページ下段から3ページ上段をごらんください。

第3条の37の2では、地域密着型通所介護事業者は利用者の安全、介護の質、職員の負担軽減の方策を検討する委員会の設置について定期的に開催しなければならないことを加えています。7ページをごらんください。

第62条では、協力医療機関等を定めており、第2項第1号では、利用者の急変時に医師又は看護師が相談対応体制を常時確保することを、第2号では、事業者からの求めで診療体制を確保するとしています。第3項は、年1回以上の対応確認と届け出を、第4項は、感染症予防法で定められた感染症の発生時の対応の取り決めを、第5項は、新興感染症の発生時には事業者と第2種協定指定医療機関との間の協議を、第6項は、利用者が医療機関に入院し退院が可能となった場合は速やかに入居に努めることを加えています。9ページをごらんください。

附則1として、施行期日は令和6年4月1日からとし、附則2として、重要事項のウェブサイト掲載は1年間の経過措置、附則3として、利用者の安全、質の確保等の検討委員会の設置について3年間は努力義務とする経過措置となっております。以上で、議案第26号の説明を終わります。

続きまして、議案第27号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。本条例は、町民で要支援1と要支援2に認定されている方が利用することができる介護予防認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの指定要件や人員、設備などの運営基準を規定し

議 長

ており、厚生労働省令で定めた基準を基本とするものです。

議案第27号資料の新旧対照表をごらんください。この条例改正につきましては、先に説明しました議案第26号の改正内容と同様で、対象となる方が要支援者に定めていることから説明は省略させていただきたく、ご了承願います。新旧対照表の8ページをごらんください。

附則の1として、施行期日は令和6年4月1日からとし、附則2から附則3については、経過措置を規定しているものです。以上で、議案第27号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第24号 南幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第24号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第25号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第25号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第26号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第26号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第27号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第27号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本4議案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決にあたりましては議案ごとに行います。

議案第24号 南幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第25号 南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第26号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第27号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程31 発議第1号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、年度毎の承認案件でございます。

原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程32 発議第2号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、北海道町村議会議長会主催の定例の研修会でございます。

原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程33 発議第3号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、北海道町村議会議長会主催の定例の研修会でございます。

原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程34 発議第4号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

追加日程1 発議第5号から追加日程4 議案第29号までの4議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、追加日程1 発議第5号から追加日程4 議案第29号までの4議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第5号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

5番 佐藤 妙子 議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第5号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程2 報告第1号 令和6年度各会計予算及び関連条例の審査報告についてを議題といたします。

審査報告について予算審査特別委員長より報告願います。

8番 石川 康弘議員。

令和6年3月12日付、南幌町議会議長宛、予算審査特別委員長名、委員会審査報告書、本特別委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号 南幌町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

佐藤議員
議長

石川議員

議 長

制定について、議案第14号 南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第15号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第16号 令和6年度南幌町一般会計予算、議案第17号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計予算、議案第18号 令和6年度南幌町病院事業会計予算、議案第19号 令和6年度南幌町介護保険特別会計予算、議案第20号 令和6年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号 令和6年度南幌町下水道事業会計予算、以上11議案について、3月8日、11日、12日の3日間において慎重審議をした結果、全員賛成により可決すべきものと決定しました。以上です。

ただいまの委員長報告についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

予算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり可決であります。

それでは採決いたします。採決に当たりましては、起立採決を行います。

議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 南幌町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 令和6年度南幌町一般会計予算

議案第17号 令和6年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第18号 令和6年度南幌町病院事業会計予算

議案第19号 令和6年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第20号 令和6年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

議案第21号 令和6年度南幌町下水道事業特別会計予算

以上11議案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立10名、着席 0名)

どうぞ御着席ください。賛成起立全員であります。よって本11議案は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、10時30分まで休憩をいたしたいと思います。

(午前10時20分)

(午前10時30分)

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程3 議案第28号から追加日程4 議案第29号までの2議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●追加日程3 議案第28号 令和5年度南幌町一般会計補正予算(第10号)

●追加日程4 議案第29号 令和6年度南幌町一般会計補正予算(第1号)

以上2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました 議案第28号及び議案第29号の2議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第28号 令和5年度南幌町一般会計補正予算(第10号)につきましては、歳出では、南幌温泉整備事業費の追加、歳入では、南幌温泉整備事業に係る国庫支出金、基金繰入金並びに地方債の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億4,588万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億7,212万円とするものです。

次に、議案第29号 令和6年度南幌町一般会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、温泉周辺整備事業費の追加、歳入では、温泉周辺整備事業に係る基金繰入金及び地方債の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,087万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億8,945万2,000円とするものです。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。副町長。

副町長 それでは、初めに議案第28号 令和5年度南幌町一般会計補正予算(第10号)の説明を行います。初めに歳出から説明します。予算書11ページをごらんください。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額9億4,588万2,000円の追加です。南幌温泉経費で、本年1月に本申請を行った地方創生拠点整備交付金が採択となったことから、南幌温泉整備に係る工事監理業務委託費及び整備工事費を追加するものです。なお、追加補正額全額を翌年度に繰り越し、事業を実施するものです。

次に、歳入の説明を行います。予算書10ページをごらんください。

15款国庫支出金2項6目商工費国庫補助金、補正額4億7,294万円の追加です。1節商工費国庫補助金で、地方創生拠点整備交付金、歳出で説明しました南幌温泉整備に係る補助金で、追加補正額全額を翌年度に繰り越し、特定財源として充当するものです。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額4万2,000円の追加です。財源調整を行うものです。

次に、22款町債1項6目商工債、補正額4億7,290万円の追加です。1節商工事業債で、南幌温泉整備事業に係る地方債の追加で

す。追加補正額全額を翌年度に繰り越し、特定財源として充当するものです。

以上、歳入歳出それぞれ9億4,588万2,000円を追加し、補正後の総額を88億7,212万円とするものです。

次に、繰越明許費の説明を行います。予算書5ページをごらんください。

第2表、繰越明許費、歳出で説明いたしました南幌温泉整備事業について、翌年度に繰り越し、事業を実施するものでございます。次ページにまいります。

次に、地方債補正の説明を行います。第3表、地方債補正、追加です。南幌温泉整備事業を追加するものです。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。以上で、議案第28号の説明を終わります。

続きまして、議案第29号 令和6年度南幌町一般会計補正予算(第1号)の説明を行います。初めに歳出から説明します。予算書10ページをごらんください。

7款土木費3項2目公園費、補正額3,087万円の追加です。温泉周辺整備事業で、地方創生拠点整備交付金による南幌温泉整備にあわせて、温泉周辺の活性化を目的に、キャンプ場を含めた周辺整備を進めるため、実施設計費を追加するものです。

次に、歳入の説明を行います。予算書9ページをごらんください。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額317万円の追加です。財源調整を行うものです。

次に、22款町債1項3目土木債、補正額2,770万円の追加です。3節公園施設整備事業債で、温泉周辺整備事業に係る地方債の追加です。

以上、歳入歳出それぞれ3,087万円を追加し、補正後の総額を69億8,945万2,000円とするものでございます。

次に、地方債補正の説明を行います。予算書5ページをごらんください。

第2表、地方債補正、追加です。温泉周辺整備事業を追加するものです。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。以上で、議案第29号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第28号 令和5年度南幌町一般会計補正予算(第10号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第28号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第29号 令和6年度南幌町一般会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第29号についての質疑を終結いた

します。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決にあたりましては議案ごとに行います。

議案第28号 令和5年度南幌町一般会計補正予算(第10号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第29号 令和6年度南幌町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

これをもちまして閉会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会といたします。

御苦労さまでした。

(午前10時39分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

8 番 _____

9 番 _____